

平成 28 年度 短期大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 28(2016)年 6 月
中村学園大学短期大学部

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	51
基準 4 自己点検・評価	65
IV. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	70
基準 A 社会貢献	70
V. エビデンス集一覧	73
エビデンス集（データ編）一覧	73
エビデンス集（資料編）一覧	74

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神・短期大学の基本理念

中村学園大学短期大学部（以下、「本学」という。）の建学の精神は、学園の創立者（学園祖）中村ハル先生の教育理念のもと、次のとおり、昭和49(1974)年に成文化された。その意味するところは実学教育であり、栄養教育をとおした健康な体づくり、幼児・学童期教育を根幹とした健康な精神を持った人づくり、また社会で活躍できる人材づくりである。

[建学の精神]

一. 人間教育の根幹

日本人としての自覚をもち「清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、労作にいそしむ」人格の形成に努める。

二. 教育実践の基底

「形は心の現れである」を信条とし、その実践に努める。

三. 教育研究の基本

理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努める。

本学は、建学の精神にある「日本人としての自覚を持ち、清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、労作にいそしむ」、「形は心の現われである」、「学問と生活の融合を重んじた教育・研究」に則り、人間教育、社会性教育、教養教育、専門教育を有機的に連携させ、「学生一人ひとりを大切にす」教育に努めている。

また、中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」も学生に理解されやすい教育理念として折にふれ語り継がれてきている。

2. 短期大学の使命・目的

本学は建学の精神・基本理念に基づき、本学の使命・目的及び教育目的を「中村学園大学短期大学部学則」の第1条に次のとおり明示している。

「中村学園大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに学校法人中村学園建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。」

また、本学を構成する3学科はそれぞれ次の教育目的を掲げている。

「食物栄養学科は、健康の保持、国民の体位向上のもととなる食物及び栄養に関する専門的な教育研究を行い、食物及び栄養に関する知識・技能を持ち、豊かな教養と人間性を備えた社会人・職業人を育成することを目的とする。」

「キャリア開発学科は、自己の価値を形成し、社会で生かすためのキャリア形成に絶えず努め、職場・家庭・地域社会において貢献し得る、人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」

「幼児保育学科は、人間形成の基盤となる乳幼児期の保育・教育に関する専門的知識・技能を教授研究し、生活文化の向上と社会の福祉に貢献し得る、情操豊かで高い教養を備えた実践的人物を育成することを目的とする。」

3. 短期大学の個性・特色

本学は、学園祖中村ハル先生が設立された福岡高等栄養学校を出発点として歩み続け、平成26(2014)年に創立60周年を迎えた。現在、本学は、食物栄養学科、キャリア開発学科、幼児保育学科からなり、建学の精神に培われた3万人を超える卒業生は、栄養士、幼稚園教諭、保育士といった専門職として社会に貢献し、また、商社、流通業、食品業、そのほか多岐にわたる諸企業等で活躍している。各分野への就職状況は好調で、「就職の中村」といわれている。

今後も建学の精神を礎として社会的使命を果たすため、本学は併設大学と共通に次の3つの教育目標を掲げており、競争的環境の中、活力に富み、個性輝く、学生満足度の高い大学を目指している。

基本方針

(1) 建学の精神を具現化できる能動的人材の育成

将来の社会では一層変化が激しくなると予測されるので、高いコミュニケーション力を備え、しかもアクティブラーニングを通して自ら「解」を求めて能動的に活動できる人材を育成し、もって建学の精神を具現化する。

(2) 世界と日本の架け橋となるグローバル人材（ブリッジ人材）の育成

外国語の習得を通して異文化（宗教・慣習等）を理解し、世界の舞台で活躍するとともに、国際協力にも貢献できるグローバル人材（ブリッジ人材）を育成する。

(3) 地域を活性化するローカル人材の育成

自らが依って立つ地域を愛し、伝統文化を良く理解して、周囲の人々と協働して、地域を活性化できるローカル人材を自治体、教育機関、産業界と連携して育成する。

さらに上記の基本方針に加え、本学独自の教育目標を次のとおり定めている。

(1) 3学科共通科目の充実など学科間連携を深め、短期大学部全体としての教養教育・人間教育・マナー教育を強化する。さらに、実学を重んじた職業教育を行うことにより、中村学園独自の短期大学士養成に努める。

(2) 2年間という短い修学期間において、効果的でより濃密な教育を提供するためにカリキュラムを常に見直し、さらにシラバスの全面改訂や新たな評価基準の策定などに取り組む。また、学生のミスマッチによる退学を防ぐため転学科制度の効果的運用を図るとともに大学への編入など学生の幅広い進路選択にも柔軟に対処する。

なお、本学の特色ある取組みとしては、次のことがあげられる。

(1) 学生生活関係

① 学園マナーの普及

「建学の精神」の一つである『形は心の現れである』を具現化することに努めている。具体的には「短期大学部マナー委員会」を設置し、本学オリジナルの「学園マ

ナーブック」を作成して学生に配布するほか、毎年、学生に「マナーに関するアンケート」を実施して、その解析結果を公表するなど、学生にマナーの重要性を理解させて主体的に「建学の精神」を実践できる学生の育成に取り組んでいる。

②学生支援

専任教員が授業内容の質問や相談に応じるオフィスアワー制度のほかに、学生の学修指導や生活指導、進路指導を円滑に行うための指導主任制度（クラスまたはゼミ単位で学科の専任教員を配置）を設けている。また、全学科において指導主任による学生との個別面談の実施（各学期に最低1回ずつ）や、休退学者を減らすための対策（対策委員会の設置と、情報システムを使った問題学生情報共有など）を実施している。新入生に対しては、学生生活への順応支援、友達づくり、建学の精神等の周知を目的とした1泊2日の宿泊研修（学園施設のセミナーハウス）を入学後、間もない時期に実施している。事務レベルでは、学生生活やカリキュラム、就職に関する部署など学生と接する機会が多い事務局をワンフロアにまとめ「学生支援センター」として各部署が連携しながら学生サービスの向上に努めている。

③学修支援システムポータルサイト（N-Portal）

キャンパスライフの支援の一つとして学生向けポータルサイトがあり、スケジュール、休講・補講情報をはじめ、成績発表や求人情報、学修支援など学生に必要な情報を把握することができるようにしている。平成27（2015）年度よりリニューアルし、スマートフォンにも対応している。

④スチューデントジョブ

大学内の様々な活動で、学生が行える業務を「有償ボランティア」として在學生に斡旋する学修支援制度を設けている。就業体験に基づく人材育成を目的としており、社会人としてのマナーや常識が身につくほか、学科を超えた学生交流が生まれている。

⑤就職・編入学支援

学生の希望職種別（栄養士、幼保・教員、一般職）に担当者を配置し、適性やキャリアなど多様な角度から万全の体制で学生をサポートしている。本学オリジナル「就職ノート」などの冊子を早い時期から配布し、また「個人面談」を実施するなど、一人ひとりの希望を早期に把握することにより、マンツーマンできめ細かな指導ができるよう心掛けている。また、編入学希望者へは、編入学説明会開催や編入学試験対策講座の開講などを通じて教職協働で編入学支援を行っている。

(2)教育・研究関係

①プレカレッジ（入学前教育）

入学試験合格から入学するまでの期間、オリエンテーションや事前課題、在學生との交流を実施し、勉学に対するモチベーションの維持と大学生活への円滑な接続を目指すため、入試合格者を1～2回来学させて教育している。

②Webシラバス

1年間の学修計画を立てるとき、日々の予習・復習、期末試験対策などいつでも利用でき、履修の心構えをはじめとする授業科目に関する目標やテーマ、授業計画、評価方法など多くの情報を得ることができる。

③「短期大学部教養講座」の開講

学生が所属する当該学科とは別の2学科の専任教員によるオムニバス授業であり、当該学科の教員からは聞けない内容の講義が受講でき、その結果、学生がより幅広い知識や教養を修得できるよう、短期大学部所属教員が協力して授業を行っている。

④ラーニングサポートセンター

リメディアル教育の進展に資することを目的として設置しており、「高校で学習した内容が不十分」「授業についていけない」など、学生一人ひとりの不安や悩みを解消し、学修を支援している。

⑤転学科制度

ミスマッチによる入学後の退学者を減らす目的で、入学後に本学内の他学科に転学科できるようにしている。平成27(2015)年度に初めて1人の利用者が出た。

(3)FDの推進

各学科でのFD研修会の開催（年に5回以上）のほかに、短期大学部FD研修会の開催（年1回）や、福岡工業大学短期大学部との合同FD研修会の開催（年2回）も実施している。また、FDの一環としての授業改善を促進するため、授業評価アンケートなどをもとに学生の評価が高い授業を実施している教員に対し「ベストティーチャー賞」（選考委員会で毎年度選定）を学長から授与している。これらの教員の授業については、積極的に教職員に授業参観を奨励している。

(4)高大接続への取組み

併設高校（中村学園女子高等学校）での模擬授業を含む進路説明会開催のほか、近隣の西南学院大学、福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部と合同で、県内高校教員と「高大接続教育研究会」を開催（年2回）し、高大接続上の諸課題について協議・研究を実施している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は、昭和28(1953)年12月に設立した学校法人中村学園を母体とし、昭和29(1954)年開校の福岡高等栄養学校を経て、昭和32(1957)年に中村栄養短期大学として開学した。以来、堅実な発展を遂げ、現在の本学は、食物栄養学科、キャリア開発学科及び幼児保育学科の3学科構成である。

また、本学と同系統の3学部からなる中村学園大学をはじめ、中村学園大学大学院、中村学園女子高等学校、中村学園三陽高等学校、中村学園女子中学校、中村学園三陽中学校及び大学付属幼稚園2園（あさひ幼稚園・壱岐幼稚園）を擁する総合学園に成長している。

なお、収益事業部門として中村学園事業部を設置している。

本学の沿革の概要は、次のとおりである。

昭和28(1953)年12月	学校法人中村学園 設立認可
昭和29(1954)年 4月	福岡高等栄養学校 開校
昭和32(1957)年 4月	中村栄養短期大学（栄養科）開学
昭和33(1958)年 3月	福岡高等栄養学校 廃止
昭和42(1967)年 4月	中村栄養短期大学を中村学園短期大学に、栄養科を食物栄養科に名称変更 中村学園短期大学 家政科 開設
昭和44(1969)年 4月	中村学園短期大学 幼児教育科 開設
平成10(1998)年 4月	中村学園短期大学を中村学園大学短期大学部に名称変更
平成13(2001)年 4月	中村学園大学短期大学部 家政科を家政経済科に名称変更
平成16(2004)年 4月	中村学園大学短期大学部 幼児教育科を幼児保育科に名称変更
平成19(2007)年 4月	中村学園大学短期大学部 食物栄養科を食物栄養学科に、幼児保育科を幼児保育学科に名称変更 中村学園大学短期大学部 家政経済科をキャリア開発学科に改組

2. 本学の現況

・短期大学名

中村学園大学短期大学部

・所在地

福岡県福岡市城南区別府5丁目7番1号

・学科構成

学科名	入学定員	収容定員
食物栄養学科	150	300
キャリア開発学科	150	300
幼児保育学科	190	380
合 計	490	980

中村学園大学短期大学部

・学生数、教員数、職員数

(1) 学生数（平成28(2016)年5月1日現在）

学科名	在籍学生数		
	1年次	2年次	合計
食物栄養学科	161	160	321
キャリア開発学科	161	174	335
幼児保育学科	214	218	432
合計	536	552	1,088

(2) 教員数（平成28(2016)年5月1日現在）

学科名	専任教員数					助手	兼任 教員
	教授	准教授	講師	助教	計		
食物栄養学科	6	4	1	3	14	8	26
キャリア開発学科	6	2	2	0	10	3	36
幼児保育学科	4	2	8	1	15	3	46
合計	16	8	11	4	39	14	108

(3) 職員数（平成28(2016)年5月1日現在）

区分	職員数
専任職員	20
嘱託職員	1
非常勤職員	10
派遣職員	0
合計	31

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

□使命・目的及び教育目的を具体的に明文化しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、「中村学園大学短期大学部学則」【資料1-1-1】の第1条に具体的に明文化している。

1-1-② 簡潔な文章化

□使命・目的及び教育目的を簡潔に文章化しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、学則をはじめ、学生便覧【資料1-1-2, 9p】、大学案内【資料1-1-3】に簡潔な文章で掲載するとともに、ホームページ【資料1-1-4】でも簡潔な文章で明示している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的について、学生や教職員をはじめ、地域社会にも広く周知してもらうよう今後も具体的かつ明確に表現することに努めていく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料1-1-1】 中村学園大学短期大学部 学則

【資料1-1-2】 中村学園大学短期大学部 平成28年度学生便覧

【資料1-1-3】 中村学園大学短期大学部 2017年度大学案内

【資料1-1-4】 ホームページ（教育研究情報・教育研究上の目的）

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 個性・特色の明示

□使命・目的及び教育目的に短期大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の使命・目的は「教育基本法及び学校教育法に則るとともに学校法人中村学園建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。」として、本学の個性・特色を反映し、明示している。

また、本学の目的・使命を達成するために3学科を設置し、各学科の教育目的は学則に定めており、本学の個性・特色を反映し、明示している。

さらに「3つの方針」であるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーについても、大学案内【資料1-1-3,14-17p】、N-GUIDE【資料1-2-1,13p,17p,27p,39p】、ホームページ【資料1-1-4】で公表し、本学の個性・特色を明示している。

1-2-② 法令への適合

□学校教育法第108条に照らして、短期大学として適切な目的を掲げているか。

本学の学則第1条に「中村学園大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに学校法人中村学園建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。」と定めており、学校教育法第108条に適合している。

1-2-③ 変化への対応

□社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学では、大学を取り巻く環境の変化を速やかに察知し、社会のニーズを適確に捉えるため、平成10(1998)年から「中期総合計画」を策定している。この中期総合計画は、本学の教育・研究の現状を正確に点検・評価することにより、「建学の精神」を堅持しつつ、今後の教育目標・運営方針を明確にすることを目的にしており、本年度は、第6次中期総合計画（平成27(2015)年度～平成29(2017)年度）【資料1-2-2】の2年目にあたる。

さらに、本学のFD推進委員会及びFD推進センターを中心に、中期総合計画と年次事業計画【資料1-2-3】及び事業報告【資料1-2-4】を連動した自己点検・評価を行い、内部質保証システム（PDCAサイクル）の実質化を図っている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後も建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的に本学の個性・特色を反映していく。

また、法令を遵守し、社会情勢や社会要請などに適確に対応するため、継続して自己

点検・評価を行い、必要に応じて使命・目的及び教育目的について見直しを図っていく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料1-2-1】 中村学園大学短期大学部N-GUIDE 2016

【資料1-2-2】 学校法人中村学園第6次中期総合計画

【資料1-2-3】 平成28年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業計画

【資料1-2-4】 平成27年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業報告

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

□使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は学則に定めており、学則を制定・改定する場合は、教職員で構成される教務委員会【資料1-3-1】及び審議会【資料1-3-2】での審議を経て、教授会での承認を必要【資料1-3-3】としている。

さらに、学則の制定・改定は、教学の重要事項として理事会の承認を得ること【資料1-3-4】としている。

これらのことから、本学の使命・目的及び教育目的に対する役員及び教職員の理解と支持は十分に得られている。

1-3-② 学内外への周知

□使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、本学の学生や教職員に配布する学生便覧【資料1-1-2】、N-GUIDE【資料1-2-1】にも明記し、大学案内【資料1-1-3, 14-17p】やホームページ【資料1-1-4】にも掲載し、広く学内外に周知している。

また、学生に対しては、学校行事（入学式、学位記授与式、創立記念式典等）において、理事長並びに学長から、建学の精神及び使命・目的について述べられており、その内容の一部は、広報誌【資料1-3-5】に掲載し、保護者をはじめ学外の方々へも配布している。

なお、新入生全員には、入学後に実施する宿泊研修においても建学の精神及び使命・

目的についての研修を実施しているほか、学園の創立者（学園祖）中村ハル先生の自伝「努力の上に花が咲く」のリメイク版（「ハル先生－学園祖 中村ハル物語－」）【資料1-3-6】を配布し、授業【資料1-3-7, 5p】のテキストとしても使用している。

さらに、教職員に対しては、朝礼、研修会、創立記念式典、新任者オリエンテーション等において、理事長並びに学長から、建学の精神及び使命・目的に基づく教育目標や運営方針について伝えられている。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

□使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

本学では、教育・研究の現状を正確に点検・評価することにより、「建学の精神」を堅持しつつ、今後の教育目標・運営方針を明確にすることを目的として「中期総合計画」【資料1-2-2】を策定している。

この中期総合計画では、短期大学部の基本方針及び各学科の教育計画・研究計画をはじめ、学生支援、教育研究環境、社会連携・社会貢献、管理運営・財務、内部質保証に関する重点目標や具体的計画に、本学の使命・目的及び教育目的を反映させている。

□使命・目的及び教育目的をディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに反映しているか。

本学のディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーについては、次のとおり、建学の精神をもととした本学の使命・目的及び教育目的を反映させたものになっている。なお、平成28(2016)年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラムポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッションポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（以下、「3ポリシーガイドライン」という。）に沿って、既制定の3ポリシーの見直し作業を平成28(2016)年4月より開始している。

[本学の3ポリシー]

（各学科の3ポリシーについては、13p・18p・31pに記載している）

○アドミッションポリシー（入学者の受け入れ方針）

【求める人物像】

1. 本学の建学の精神を尊重し、理解と実践に努める人
2. 短期大学士としてふさわしい教養やコミュニケーション能力を意欲的に身につけた人
3. 職業人として必要な専門的知識、技術及び態度を修得し、自律した社会人となることを目指している人

○カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

1. 本学の建学の精神を基盤とし、各学科の教育目標に沿った教育課程を編成する。
2. 各学科の教育課程において、総合的に人格の形成を図る。

3. 各学科の教育課程において、「形は心の現れである」を知識・技術・態度の育成で実現する。
4. 各学科の教育課程において、学内及び学外での学びを連関・充実し、理論と実践の統合を目指す。

○ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）

1. 本学の建学の精神を修得し、生活に実践できる。
2. 短期大学士としてふさわしい教養やコミュニケーション能力を身につけている。
3. 各学科の教育目標に到達し、職業人として必要な専門的知識、技術及び態度を修得している。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

□使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織が整備されているか。

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するために、図1-3-1のとおり、「食物栄養学科」「キャリア開発学科」「幼児保育学科」の3学科を設置し、各学科においては、

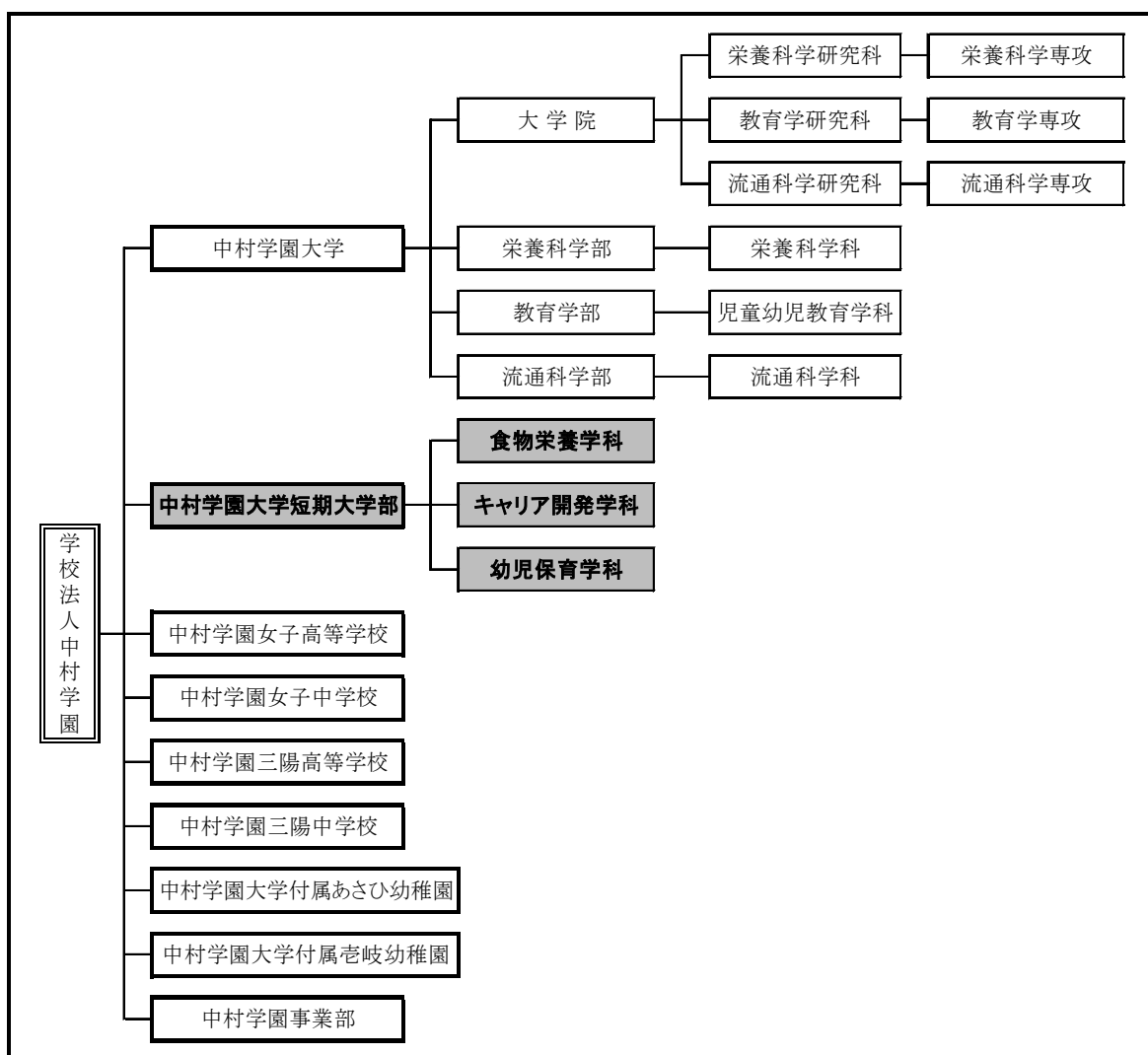


図1-3-1 学校法人中村学園組織図

それぞれ適切な人数及び専門分野の教員を配置して教育目的の実現にあたっており、教育研究組織の構成との整合性を図っている。

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も学生に対しては、入学式や創立記念式典等の学校行事で、教職員に対しては、朝礼、研修会等で、建学の精神及び使命・目的について更なる周知を図っていく。また、社会に向けた広範な周知ができるよう、学外に対する様々な広報の機会を活用して、使命・目的及び教育目的に対する認識の向上を図るよう、さらに努力していく。

また、中期総合計画に設定した重点目標や具体的計画の達成に向け、具体的な事業計画を実行していく。事業計画の実施状況を使命・目的及び教育目的をもとに自己点検・評価し、その結果を翌年度の事業計画に反映していく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料1-3-1】 中村学園大学(含む短期大学部)教務委員会運営細則

【資料1-3-2】 中村学園大学(含む短期大学部)審議会規程

【資料1-3-3】 中村学園大学短期大学部教授会運営細則

【資料1-3-4】 学校法人中村学園規則等取扱規程

【資料1-3-5】 広報誌「CELERY」No.96

【資料1-3-6】 ハル先生一学園祖 中村ハル物語—

【資料1-3-7】 平成28年度シラバス5p「中村学」

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神に基づいた使命・目的及び各学科の教育目的を学則に具体的かつ明確に定めており、様々な方法で広く学内外へ周知している。

また、本学の使命・目的及び各学科の教育目的は、中期総合計画や3ポリシーにも反映させており、それを達成するために適切な教育研究組織を構成している。

今後も本学は、法令を遵守し、社会情勢や社会要請などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的について見直しを図っていくこととしている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると自己評価する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1の視点》

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

□アドミッションポリシーを明示しているか。

本学においては、入学者受入れ方針（アドミッションポリシー:10pに記載）を制定するとともに、各学科のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを踏まえ、学科別にもアドミッションポリシーを制定している（表2-1-1）。本学のアドミッションポリシーについては、ホームページ、大学案内に掲載【資料2-1-1, 14-17p】するとともに、入試説明会や進学相談会、高校訪問等において高校生や保護者、高校関係者に対して周知を行っている。なお、前記10pのとおり、「3ポリシーガイドライン」に沿って、既制定の3ポリシーの見直し作業を平成28(2016)年4月より開始しているが、ここでは既制定のアドミッションポリシーに関して記述する。

表2-1-1 短期大学部共通及び各学科のアドミッションポリシー

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短期大学部の建学の精神を尊重し、理解と実践に努める人 2. 短期大学士としてふさわしい教養やコミュニケーション能力を意欲的に身につけたい人 3. 職業人として必要な専門的知識、技術及び態度を修得し、自律した社会人となることを目指している人
食物栄養学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自然科学系教科に興味があり、人の健康や栄養、食や調理に関心がある人 2. 自主的に行動するよう心がけ、将来社会のために役立ちたいと願っている人 3. 知的好奇心が旺盛で向上心があり、コミュニケーション能力を身につけたい人
キャリア開発学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 短期大学部の建学の精神を尊重する人 2. エチケット・マナーを大切にし、適切な自己表現やコミュニケーションができることを望む人 3. 自律した職業人・社会人を目指して、自己のキャリア形成に意欲的な人

幼児保育学科	<p>1. 人との触れ合いに関心を持つ人</p> <p>2. 子どもの潜在的能力を育みたい人</p> <p>3. 子どもの視点を大切にすること人</p> <p>4. 能動的で意欲のある人</p> <p>※幼稚園教諭・保育士には多様な分野の知識や技術が必要である。従って、高校時代の学習においても、特定の教科目に偏らず、幅広く各教科目の基本的事項を習熟することが望ましい。</p>
--------	---

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

□アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等を公正かつ適切な方法により、適切な体制のもとに運用しているか。

アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるために、オープンキャンパスや大学説明会、高等学校の出張講義において教員による模擬講義を行い、高校生に対して本学の教育内容を直接説明し、学科の教育方針の理解を促すことで、明確な目的意識を持った志願者の確保に努めている。

なお、毎年度3回実施しているオープンキャンパス【資料2-1-2】には、数多くの生徒・保護者の来場者数（表2-1-2）があつている。オープンキャンパスは学内見学や模擬授業受講、在学生による案内や学科説明などを通じ、志願者の本学の教育内容や各学科の教育方針の理解に役立っており、その結果として明確な目的意識を持った志願者の確保に貢献していると考えている。

表2-1-2 オープンキャンパスの来場者数（過去3か年）

	第1回（夏）	第2回（夏）	第3回（春）	合計
平成 25(2013)年度	3,031	1,621	505	5,157
平成 26(2014)年度	2,308	2,104	558	4,970
平成 27(2015)年度	2,335	2,273	417	5,025

※オープンキャンパスの来場者数は中村学園大学の受験希望者及び保護者を含む。

選抜試験においても、アドミッションポリシーに適合する学生を受け入れることができるよう、多様な観点から受験者の学力や資質を評価する選抜試験を実施しているが、求める人物像にふさわしい資質を持った学生を適切に見いだすための方策の一つとして、推薦入学試験において事前に選考における基準（表2-1-3）を公表している【資料2-1-1, 101p】。公表基準では、「学力の3要素」（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を念頭に、面接試験、小論文試験、調査書の評価において、どのようなどころをみるのか、どの程度の比重で扱うのかを明示するとともに、入学希望者が入学前にどのような力を身につけてきたかを判断するために、受験の申し込みの際に調査書と一緒に様々な活動や能力、取得資格等の水準を証明する書類（例えば、生徒会活動や文化・スポーツ活動、TOEICや英検など資格や技能検定の保持を証明できる書類など）を要求し、面接試験及び小論文試験の結果と合わせて志願者の意欲、適性、能力、基礎学力を多面的・総合的に評価している。

表2-1-3 推薦入学選考の公表基準

面接	どんなところをみるか	食物栄養学科	学科の教育目的・目標に適合するか否か、学習意欲、専門分野に対する関心と積極性等
		キャリア開発学科	学科の教育目的・目標に適合するか否か、学習意欲、専門分野に対する関心と積極性等
		幼児保育学科	アドミッションポリシーに基づいた保育者としての適性、具体的には目的意識、学習意欲、職業意識、態度（情緒の安定《落ち着き》、礼儀正しさ、言葉の明瞭性、表情の明るさ、視線）等
	配点	食物栄養学科	なし
		キャリア開発学科	なし
		幼児保育学科	30%
小論文	どんなところをみるか	食物栄養学科	文章理解力、思考力、表現力、分析力等
		キャリア開発学科	文章理解力、思考力、表現力等
		幼児保育学科	文章理解力、思考力、表現力等
	配点	食物栄養学科	50%
		キャリア開発学科	50%
		幼児保育学科	40%
調査書	どんなところをみるか	食物栄養学科	<p>全体の評定平均値および出席状況。</p> <p>次の項目については考慮する。ただし、賞状など証明できる書類のコピーが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒会活動（生徒会役員経験者） ○文化・スポーツ活動（県大会レベル以上の優秀な成績保持者） ○資格（実用英語技能検定（英検）準2級以上、TOEIC400点以上、等） ○継続的なボランティア活動
		キャリア開発学科	<p>全体の評定平均値および出席状況。</p> <p>次の項目については考慮する。ただし、賞状など証明できる書類のコピーが必要。</p> <p>特技、資格（英検等）、文化・スポーツ活動、生徒会活動、ボランティア活動等</p>
		幼児保育学科	<p>全体の評定平均値および出席状況（欠席は理由を明記すること）。</p> <p>次の項目については考慮する。ただし、賞状など証明できる書類のコピーが必要。</p> <p>特技（資格の保持、文化系、体育系の大会参加状況、段・級の明示されたもの）、高校生活での各種の活動（例えば、文化・スポーツ活動、各種委員会活動、ボランティア活動、その他学校外での活動等）における連続性・広がり等</p>
	配点	食物栄養学科	50%
		キャリア開発学科	50%
		幼児保育学科	30%

また、各学科においては、推薦入学試験及び一般入学試験のほかに、社会人の学び直しなど生涯学習の場としての機能の充実を図るために社会人特別入学試験を実施している。

本学の入学資格、手続き等については中村学園大学短期大学部学則に明記されており、入学志願者の募集に関する重要事項や入学試験の実施体制等について審議する組織として入学試験運営委員会を設置している【資料2-1-3】。入学試験運営委員会は、学長を委員長とし、短期大学部長、各学科主任、各学科から選出された委員1名、事務局長、入試広報部事務部長により構成され、全学的な組織体制のもと毎月定期的で開催し、入試要項の作成や入学試験の方式・日程等について協議を行っている。また、入学試験運営委員会の下部組織として短期大学部長を委員長とする入学試験実施委員会を設置し【資料2-1-4】、入学試験実施委員会の総括のもとに、入学試験に関する実施機関として①個別学力検査出題委員会、②個別学力検査採点委員会、③学科調査書・面接等検査委員会、④推薦入学出題委員会、⑤推薦入学採点委員会を配置している。各委員会は、アドミッションポリシーに基づく出題方針の呈示、試験問題の作成、試験問題印刷の校正、試験答案の採点、調査書・面接の評価等の業務を分掌し、厳正なる運営方法により選抜試験を実施している。

入学志願者の募集活動から願書の受付け、入学試験の実施、合格発表までの入学試験に関する業務については入試課が所管しているが、大学入試制度改革を見据え、多様化する入試制度に的確に対応するために、平成27(2015)年7月より新たに入試課と広報室の2つの部署からなる入試広報部を設置している。入試広報部ではアドミッション・オフィスとしての機能を充実させ、アドミッションポリシーに沿った学生の受入れを適切に実現すべく、管理職経験者のスタッフ登用や大学入学者選抜に関する専門性を有する職員の育成に取り組んでいる。また、これまで複数の部署が行っていた広報業務を一元的に管理し、高校生や保護者等のステークホルダーに対して本学の特色ある教育内容を積極的に情報発信している。

□入試問題の作成は、短期大学が自ら行っているか。

本学の推薦入学試験では文章・資料などの理解力、論理的な表現力等を測るために小論文試験を課しているが、小論文試験の実施にあたっては、学科ごとに学長より任命される出題委員が問題を作成している。出題委員は各学科に所属する教員の中から代表委員及び委員の2名が選出されるが、複数名による問題作成と相互点検を行うことで、出題並びに採点上のミスの防止を図っている。

また、一般入学試験では教科試験を課しているが、高等学校の学習指導要領に準拠した良質な試験問題を作成するとともに出題ミスの防止を図る観点から、入試問題の原案の作成を外部教育関連機関に委託している。なお、一般入試問題の作成にあたっては、厳重な機密性を保持しつつ、教科ごとに選出される出題委員がアドミッションポリシーとの整合性や出題範囲・内容の適切性・妥当性等について複数回の点検と校正を行い、出題検討委員長が総合的な精査を行うことでその質の向上に努めている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

□教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

各学科の過去5年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移については、エビデンス集（データ編）表2-1（学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移）に示すとおりである。過去5年間に於ける入学定員数に対する入学者数の平均比率は、食物栄養学科1.10、キャリア開発学科1.11、幼児保育学科1.14である。日本私立学校振興・共済事業団の平成27(2015)年度の入学志願動向の調査結果によると、61.0%の私立短期大学が定員割れの状況であるが、本学においては、このような厳しい状況を教職員全員が理解し、社会の期待に対応しうる特色ある教育を推進するとともに、学生一人ひとりにきめの細かいサポートに重点を置いたキャリア支援を行い、社会からも栄養士や保育士、幼稚園教諭などの免許や資格に強い学校として一定の評価を受けていることから、毎年入学定員を満たす学生を受け入れることができている。学生受入れ数の管理にあたっては、過年度の入学手続きの状況等を分析し、入学定員を超過しないよう細心の注意を払い、入学試験の可否判定を行うこととしており、在籍学生数は教育環境確保の観点から概ね適切に維持できている。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

本学を受験する高校生の約7割が福岡県内に所在する高等学校の出身者であり、福岡県外の高等学校から本学を受験する高校生は年々減少する傾向にある。その背景には九州各県の18歳人口の減少や経済的理由による地元志向の高まりなどの要因が考えられる。また、高校生が志望校選択の際に参考にする業者の模擬試験の入試難易度において、本学が上位にランキングされていることから、受験生の安全志向により本学が敬遠される状況が発生し、地元福岡県からの志願者も少しずつ減少している。

このような厳しい環境下において、各学科が適切な学生受入れ数を確保し、学則に定める各学科の目的と教育方針を体現する人材を育成するためには、広報活動をさらに充実・強化し、ホームページや進学情報誌等の各種広報ツールを通して本学の魅力を高校生や保護者に積極的に発信するほか、オープンキャンパスや個別の学校見学、高等学校での進路ガイダンス等、高校生と直接接する機会を利用し、各学科の教育内容・特色について理解を促すことで、アドミッションポリシーに沿った学生の確保を行う。

また、現在、国において審議が進められている高大接続システム改革の背景と目的を念頭に、「3ポリシーガイドライン」にそった新アドミッションポリシーの制定（既制定アドミッションポリシーの改訂）と、その具体化としての入学者選抜方法の更なる改善を図っている。入学者選考にあたっては、学科の教育方針に適した資質を持つ学生を選考することが重要であるが、入学試験運営委員会において本学の入学者選抜のあり方や各種入学試験の選抜方法の見直しについて協議を行い、アドミッションポリシーに沿って、受験生の適性・資質等を的確に評価できる選抜方法の構築を進めていく。高大接続システム改革についても、現在、本学及び中村学園大学、並びに近隣の西南学院大学、福岡工業大学・福岡工業大学短期大学部と協働で実施している「高大接続教育研究会」【資料2-1-5】への継続的かつ積極的な参画を通じて強化充実を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料2-1-1】 2017年度大学案内
- 【資料2-1-2】 オープンキャンパスプログラム
- 【資料2-1-3】 中村学園大学短期大学部入学試験運営委員会規程
- 【資料2-1-4】 中村学園大学短期大学部入学者選抜実施細則
- 【資料2-1-5】 高大接続教育研究会レポートNo.6

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

□教育目的を踏まえ、課程別の教育課程の編成方針を適切に設定し、明示しているか。

本学では学則【資料2-2-1】に定める教育目的を踏まえ、教育課程に関する方針を全学的なカリキュラムポリシーとして履修細則【資料2-2-2, 26p】に定めている。各学科においては学則に定める教育目的及び全学的なカリキュラムポリシーをより具体的に示した教育目標を定めており、それらも踏まえて各学科のカリキュラムポリシーを定めている。定められたカリキュラムポリシーは本学ホームページで学内外へ公開しているほか、在学生に対しては入学時に配布する学生便覧【資料2-2-2】及び毎年配布されるN-GUIDE【資料2-2-3：17p, 27p, 39p】に分かりやすく明示されている。

現行のカリキュラムポリシーは、平成26(2014)年度に全学的な3ポリシーの見直しを図った際に策定されたものである(表2-2-1)。これは中村学園大学と本学を含めて定められた「教育システム改革2014」【資料2-2-4】に基づき、学園創立60周年の節目に3ポリシーと建学の精神や各学科教育目標とが適合しているのかを学士課程教育の向上に向けて検証され、平成27(2015)年度入学生より適用した。

表2-2-1 短期大学部共通及び各学科のカリキュラムポリシー

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の精神を基盤とし、各学科の教育目標に沿った教育課程を編成する。 2. 各学科の教育課程において、総合的に人格の形成を図る。 3. 各学科の教育課程において、「形は心の現れである」を知識・技術・態度の育成で実現する。 4. 各学科の教育課程において、学内および学外での学びを連関・充実し、理論と実践の統合を目指す。
----	---

食物栄養学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 厚生労働省が「栄養士法施行規則」第9条の「栄養士養成施設の指定基準」として定めている教育内容と単位数を充足したうえで、ライフステージに適した栄養指導能力や調理技術などの実践的能力を修得させるための教科を配置する。 2. 栄養士に求められる教養およびコミュニケーション能力を養うための科目を配置する。
キャリア開発学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の精神を基盤とし、学科の教育目標を実現するための教育課程を編成する。 2. 教育課程を編成する科目を、5つの群（1群：必修科目、2群：教養科目、3群：家政科目、4群：ビジネス科目、5群：語学科目）に分ける。これらの科目は、学生の関心と目的に応じて履修選択できるようにする一方で、教養・基礎理論・実践を含めて1群から5群までをバランスよく履修できるようにする。 3. 学生の進路希望に合わせて、4つの履修モデル（事務職モデル、販売職モデル、サービス職モデル、編入学モデル）を用意し、履修科目選択のガイドとする。
幼児保育学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の精神を基に、現代社会で活躍できる有為な人材を育てるための「基盤分野」「教養分野」、教育・保育に関連する基本的知識と技術の修得を図る「保育基礎分野」を中核とし、さらに「保育応用・実践分野」「実習分野」の各科目を体系的に配置することで教育課程を編成する。 2. 各学生は必要な単位を修得することで、保育の実際についての理解と対応力を修得し、短期大学士（保育学）、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得することができる。 3. 効果的なキャリア教育を行うために教育課程外の各種の取組み（入学前の指導、補完教育等）と積極的な連携を図る。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発
 □履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。

単位制度の実質化のため、履修細則第5条【資料2-2-2, 27p】に定めたとおり、食物栄養学科とキャリア開発学科で履修科目として履修登録できる単位数の上限を設けており、幼児保育学科においても平成28(2016)年度から同様に履修の上限を設けている。学生に対しては、単位と時間数の関係についてN-GUIDE【資料2-2-3, 5p】で講義・演習・実験実習それぞれの場合に何時間の予習復習が求められるかを周知している。

このほかにも、在学生の授業外学習時間を確保するために、平日は通常の学内施設利用終了時間よりも2時間長い22時まで図書館を開館し【資料2-2-5】、グループワークやグループディスカッション等に活用できる学修施設「ラーニングスペース」を7号館1階及び中央本館2階に設けることで、在学生の学修を促す環境整備を推進している。また、高校から大学の授業への移行に問題を抱える学生や専門科目で遅れる学生たちが再び授

業外学修をできるように支援するラーニングサポートセンター【資料2-2-6】を設置しており、併設中学校及び高等学校出身の経験豊かな教師が指導にあたることで学生の授業外学修を支援している。

□教育課程の編成方針に即した体系的な教育課程を編成しているか。

平成26(2014)年度に定められた本学における「教育システム改革2014」【資料2-2-4】に基づき、平成27(2015)年度に各学科において学修の領域と順序を確認するカリキュラムフローと各学科の教育目標との対応性を確認するカリキュラムマップを作成し、体系的な教育課程の編成ができているかを可視化して検証している。なお、各学科の学修の領域と順序を確認できるカリキュラムフローは学生の体系的な教育課程の履修上にも役立つため、平成28(2016)年度よりカリキュラムとともにN-GUIDEに記載している【資料2-2-3, 18p, 28-29p, 40-41p】。

これら3学科共通の取組みのほか各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

食物栄養学科においては、平成23(2011)年度の教育課程から新しいカリキュラムを開始し、卒業必修単位と栄養士免許必修単位を分離した。その基本的なカリキュラムは、「基礎分野」と「専門分野」並びに「複合分野」の3つの科目群から構成され、「基礎分野」では、栄養士に求められる教養科目を配置している。「専門分野」では、厚生労働省の「栄養士法施行規則」第9条の「栄養士養成施設の指定基準」として定めている教育内容と単位数を充足した科目を配置している。また、栄養士資格以外の資格取得のため、フードスペシャリスト(一般)受験資格、フードスペシャリスト(専門)受験資格に必要な科目を「複合分野」として配置している。平成29(2017)年度から入学定員の削減が予定(150名→80名)されているため、現在、カリキュラムの見直しに取り組んでいる。

【キャリア開発学科】

キャリア開発学科の現行のカリキュラムは、1群の必修・選択必修科目を中核として、2群の教養科目、3群の家政科目、4群のビジネス科目、5群の語学科目で構成される体系的なカリキュラムを編成し、学生がこれら5つの群からなるカリキュラムをバランスよく履修できるよう、2群以降の選択科目においては、2群8単位以上、3群10単位以上、4群8単位以上、5群4単位以上履修することを定めている。しかし、平成29(2017)年度から入学定員の削減が予定(150名→120名)されているため、現在、カリキュラムの改定に取り組んでいる。

【幼児保育学科】

幼児保育学科においては、平成26(2014)年度の教育課程において「1群」「2群」「3群」の3つの科目群を設定していたが、平成27(2015)年度より、「基盤分野」、「教養分野」、「保育基礎分野」、「保育応用・実践分野」、「実習分野」の5つの科目群へ再編成を行った。これは、専門職としての職能と短期大学士としての社会人基礎力を涵

養するため、各科目群で担保すべき技能の明確化と教育課程全体の体系化を図ったものであり、多様化を続ける現代の保育現場で活躍できる人材の育成を目指したものである。

□授業内容・方法などに工夫をしているか。

平成27(2015)年度が初年度となる第6次中期総合計画や平成26(2014)年度に定められた「教育システム改革2014」に基づき、全学的にアクティブラーニングを推進している。本学では開学以来60年以上にわたり、建学の精神にも掲げている「理論と実際の統合」を図る教育を実践してきており、座学による理論だけではなく、実験・実習授業、学外実習、インターンシップ、海外研修など、実践的な教育も推進している。

各学科で開講している「短期大学部教養講座」【資料2-2-7, 384p】は、当該学科とは別の2学科の専任教員によりオムニバス形式で実施している。短期大学部ならではの特徴を生かした授業により、教養を高め、人間性をより豊かにすることを目的としている。

また、授業内容の充実に資するため、3学科とも本学内の「プロジェクト研究」【資料2-2-8】や「教育改革支援制度」【資料2-2-9】を利用した教育改善研究に多数の教員が参加している。また、本学教員に支給される基盤研究費を利用した研究も行い、教育改善に活用している【資料2-2-10】。

これら3学科共通の取組みのほか、各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

「基礎分野」では、「大学基礎演習」【資料2-2-7, 111-112p】を配置し、建学の精神について学修し、社会人としての基本的な教養を身につけることを目標としている。授業内容には、マナー教育やレポート・手紙の書き方等に加えて、学生の主体的な学びの確立のためのアクティブラーニングを取り入れ、正課外のプログラムとして、1年次に農産物の植え付けから収穫、最終的には調理を行う「農業体験」もさせている。

「専門分野」では、食物栄養学科独自の科目として1年次前学期に「栄養士基礎講座」【資料2-2-7, 27p】を、1年次後学期に「栄養士総合講座」【資料2-2-7, 28p】を配置している。食物栄養学科を卒業し栄養士として活躍している先輩諸氏を講師として招き、早期からの栄養士の動機付けとキャリア支援を実施している。

【キャリア開発学科】

初年次教育として1年次前学期に「大学基礎演習」を開講し、高校から大学へのスムーズな移行と、大学生活の基礎づくりを行うための授業を行っている【資料2-2-7, 265-266p】。1年次後学期から2年次後学期の1年半にわたって「ゼミナールⅠ・Ⅱ・Ⅲ」【資料2-2-7, 216-264p】を開講し、少人数（最大24人）のクラスで、教員と学生が相互に交流を深めながら、各分野の専門性を探求させている。1年次後学期から2年次後学期の1年半にわたって「キャリア形成演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」【資料2-2-7, 165-170p】を開講し、生涯にわたって通用するキャリアを身につけるための基礎を学ぶ授業を行っている。これらの授業では職業意識の涵養や、就職活動対策、社会人になるための心構えを学ぶことができ、卒業生や企業からのゲストスピーカーを招いた講義も実施している。

また、10日間の企業実習を体験する「インターンシップ（夏季または春季に受講）」

を1年次に開講し、実際の企業活動の状況、社会人の在り方、自己対応力、対人コミュニケーションなどを実践的に学ばせている。また、平成27(2015)年度より長期インターンシップを開始した【資料2-2-11】。

アクティブラーニングについては、通常授業やゼミナール等で積極的に取り組む一方、UR都市機構との連携協定に基づいてUR荒江団地における高齢者支援活動を行っている。

【幼児保育学科】

幼児保育学科においては、初年次教育科目として「幼児保育基礎セミナー」【資料2-2-7, 436-437p】を開講し、自校教育、専門教育への導入教育、社会性教育、個人指導などを内容として実施している。開講形態としては、内容によって4クラス合同、クラス別、クラスを3分割したグループ別など、機能的、効率的に実施できるよう工夫している。また、アクティブラーニングとして知識の定着を図る振り返りシートを導入している。

「基礎器楽」「音楽Ⅰ器楽」「音楽Ⅱ声楽」においては、1グループ6人程度の少人数で徹底的な個別指導を行うことで質の維持向上を図るとともに、習熟度に合わせた補習を個別に実施することで質保証に努めている。その際、担当教員が多数に上ることから、丁寧な連携により指導方法と内容の均一化を担保するための連絡調整に努めるとともに、英語に関しては、少人数で受講できるようにクラスを分割して開講している。

□教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

本学では併設する大学と合同でFD推進センターを設置しており、様々なFD関連施策を検討している。平成26(2014)年度に策定された「教育システム改革2014」もFD推進センターが中心となって推進している。例えば「教育システム改革2014」はFD推進センターが当時の教務課（現教務部）と連携して原案を作成し、各学科のFD担当教員が集まるFD推進委員会で検討が重ねられ、学長、学部長、各学科主任と合同教務委員長、事務局長及び関係事務部署の管理職が構成員となるFD委員会【資料2-2-12】で最終的なFD関連施策として検討されたのち、審議会で承認されて現在実行段階に入っている。

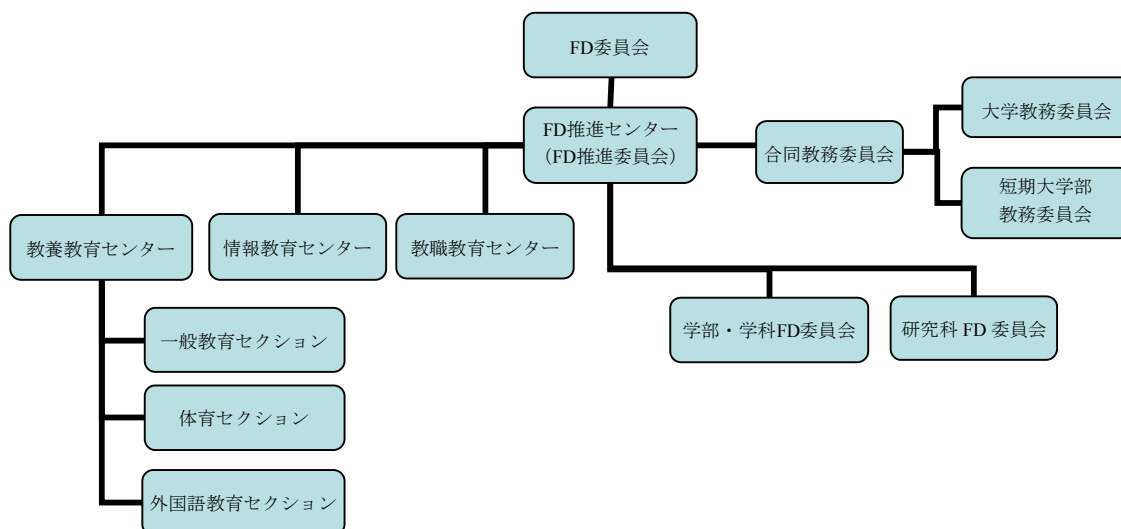


図2-2-1 中村学園大学・中村学園大学短期大学部FD活動関連図

毎年9月に大学と合同で全学的な教育ワークショップ【資料2-2-13】を実施しており、大学及び短期大学部を合わせた全6学科による事例発表に加え、教務部からも文部科学省政策等に基づいた見解が示されるなど教職協働でFD・SDを推進している。

平成27(2015)年度から新たなシステムで運用が始まった授業アンケート（学内での名称は「授業についてのアンケート」であるが、以下、「授業アンケート」という。）は、その結果に対して即時に教員が学生に対してフィードバックができる機能を設けている【資料2-2-14】。また、本学では大学も含んだ全学的な授業参観（学園内教職員が参観可能）が通年で可能となっており、強化月間を学期ごとに設けて実施することで、教員の教育改善活動を実施しやすい仕組みになるよう組織的に整備している。当該期間中の参観は感想やアドバイスといったコメントを参観者が残し、授業担当者がそれらに対する考察をまとめて次年度の授業の改善に用いている。

近年では、九州地域の国公立大学でつくる教育改善FD・SDネットワークQ-Linksへの教職員の参加【資料2-2-15】、福岡工業大学短期大学部とのFD・SDを中心とした交流協定に基づいた合同FD研修会の実施【資料2-2-16】など、大学間連携を通じて教育方法の改善に向けた取組みが広がりをみせている。

このような全学的な取組み以外にも、各学科においてFD活動を実施しており、個別具体的な内容における教育方法の改善に努めている。具体的には、FD研修会を各学科で開催（年に5回以上）するほか、短期大学部全体での開催も年1回行って、共通的な課題について研修している【資料2-2-17】。

これら3学科共通の取組みのほか、各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

食物栄養学科においては、全学的なFD推進委員のほかに学科独自で学科内FD担当委員を配置し、助手・助教を含めた学科全員が参加する学科FD研修会を年間5～6回実施しており、必要に応じて教務部や学生部等の事務局課員の参加を依頼している。研修内容例としては、専任教員各自の授業アンケート結果について相互による意見交換を行い、学科全体で授業改善を推進し、学生の意見を活かすために、在学生参加の学科FD研修会も実施している【資料2-2-18】。

【キャリア開発学科】

教育方法の改善を進めるため、学科独自に「教育ワークショップ委員会」「教務委員会」「インターンシップ委員会」「プレカレッジ委員会」「アクティブラーニング推進委員会」「FD研修委員会」を設け、運用している。

「教育ワークショップ委員会」が主体となり学科独自に教育ワークショップを月例開催する一方、「FD研修委員会」が年2回全学で実施している授業アンケートの結果を受けて、互いに情報共有し意見を交換しあうFD研修会を開催している【資料2-2-18】。

【幼児保育学科】

幼児保育学科においては、全学的に実施される学期末の授業アンケートを活用し、教授方法の改善を進めている。さらには、2回の幼稚園教育実習と3回の保育実習の際、現

場から寄せられる学生への評価と本学への要望を各実習担当者が集約し、学科会議において報告することで、学科の教育への還元を図っている。

また、原則として月1回、年間12回の「学科FDワークショップ」を開催し、教授方法の改善などのテーマについて討議・検討している【資料2-2-18】。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

今後の教育課程及び教授方法の改善に資する実施計画としては、「教育システム改革2014」に記載されている内容を着実に実施していく。

まず教育課程の編成方針の明確化について、平成28(2016)年3月31日に中央教育審議会大学分科会大学教育部会から示された「3ポリシーガイドライン」に沿って、既制定の3ポリシーの見直し作業を早急に行い、平成29(2017)年度入学生より適用を目指す。

次に教育課程の体系的編成については、「教育システム改革2014」に基づき作成している履修系統図（カリキュラムマップ及びカリキュラムツリー）に加えて、今後はナンバリングを制定して学修領域と順序性を可視化し、教育目標の達成に向けて体系化を推進していく。また、アセスメントポリシーの制定にも取り組んでいく。さらに、平成28(2016)年度より学科合同で実施する教養科目についても、建学の精神に基づく各学科の教育目標に則り自校教育の「中村学」や地元福岡について学ぶ「博多学」などを新設して教養教育の質を高めるとともに入学前教育や入学後の補完教育、各学科の専門教育の改善・充実を図っていく。なお、平成29(2017)年度より入学定員の削減が予定されている食物栄養学科（150名→80名）とキャリア開発学科（150名→120名）では、それに合わせてカリキュラムの見直しも行う。

教授方法の工夫・開発については、引き続き授業アンケート結果や授業参観を通じて全学科で教育改善に取り組むほか、「教育システム改革2014」に記載されている方針に沿って全学科でアクティブラーニングをより推進していく。これに伴い、平成27(2015)年度から新たなシステムに移行した授業アンケートの更なる改善についてFD推進センターを中心に継続的に検討し、一部のアクティブラーニングで必要となるICT機器や施設の整備等も継続的に検討していく。公開授業では現在の強化月間で授業参観できる範囲をこれまでの大学・短期大学部・併設中学及び高等学校・付属幼稚園に留まることなく、学校法人中村学園の姉妹法人である社会福祉法人ジーエヌ福祉会中村学園大学付属おひさま保育園や学校法人中村専修学園中村調理製菓専門学校及び中村国際ホテル専門学校まで拡大してグループ全体で教育改善を図っていく。

また、教育改善等を目的とした本学内の「プロジェクト研究」や「教育改革支援制度」を利用して教育改善研究にも多数の教員が参画していく。

【エビデンス・基礎資料】

- 【資料2-2-1】 中村学園大学短期大学部 学則
- 【資料2-2-2】 中村学園大学短期大学部 学生便覧
- 【資料2-2-3】 中村学園大学短期大学部 N-GUIDE 2016
- 【資料2-2-4】 教育システム改革2014
- 【資料2-2-5】 図書館利用案内

- 【資料2-2-6】 ラーニングサポートセンター利用案内
- 【資料2-2-7】 平成28年度シラバス
- 【資料2-2-8】 プロジェクト研究成果報告書第4号
- 【資料2-2-9】 中村学園大学（含む短期大学部）教育改革支援制度に関する審議会申し合わせ
- 【資料2-2-10】 平成26年度教員教育研究業績集
- 【資料2-2-11】 長期インターンシップに関する協定書
- 【資料2-2-12】 中村学園大学（含む短期大学部）FD委員会規程
- 【資料2-2-13】 第22回教育ワークショップ案内
- 【資料2-2-14】 授業についてのアンケート仕様書
- 【資料2-2-15】 平成27年度Q-Conference関連資料
- 【資料2-2-16】 福岡工業大学短期大学部合同FD研修会開催案内
- 【資料2-2-17】 短期大学部FD研修会開催案内
- 【資料2-2-18】 平成27年度FD実施報告書

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

□教職員協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

学生の学修支援計画については合同教務委員会、教職教育委員会、ラーニングサポートセンター連絡協議会などにおいてそれぞれの観点から検討されている。合同教務委員会には委員として、大学も含めた各学科から教員が選出されるほか、教務部学修支援課から課長が委員となっている【資料2-3-1, 2条】。教職教育委員会は教職課程を持つ大学を含めた各学科、研究科から教員が委員として選出されるほか、教務部から学修支援課長と実習支援課長を委員として構成されている【資料2-3-2, 3条】。ラーニングサポートセンター連絡協議会も同様に各学科教員に加え、事務局長、教務部事務部長、入試広報部事務部長、学修支援課長を委員として構成されている【資料2-3-3, 2条】。

計画の実施体制についても、各学科教員と教務部を中心とした職員が連携して学生の学修を支援している。全学科に関わる点としては、新入生を対象とした新入生オリエン

テーションをはじめ、卒業年次における履修相談に至るまで、履修に関する指導を各学科の指導主任や教務委員の教員と教務部の職員とが連携して実施している。また、1年次前学期「大学基礎演習」等授業の一環として学術情報部図書情報課職員と協働で「図書館ツアー」を実施し、学生の図書館利用を積極的に推進している。ラーニングサポートセンターでは入学前教育から編入学対策に至るまで、学科教員と教育内容を検討する等しており、それらの実施・運営においては教務部の職員と連携して学生の学修を支援している。

これら3学科共通の取組みのほか、各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

入学前教育並びに入学後の教育について、ラーニングサポートセンターと緊密に連携し、入学前の自学自習のためのドリル作成、プレイスメントテストの実施とその後の補完教育、初年次教育、編入学支援、就職支援等、教職協働を積極的に進めている。校外実習（栄養士実習）においては、学科教員と教務部実習支援課職員が緊密な連絡を取り合って学生の校外実習の支援を行っている。これらについては、それぞれに対する学科内委員（担当者）をそれぞれ配置して推進している。

【キャリア開発学科】

学生部就職支援課との協働により、1年次の「インターンシップ（夏季・春季）」の円滑な運営、1年次後学期「ゼミナールⅠ」の一環として「就職課ツアー」を実施するほか、「キャリア形成演習Ⅰ」において就職支援課員がゲストスピーカーとして授業の一部を担当している。

【幼児保育学科】

幼児保育学科においては、学科主任が二人の教務委員のうち一人を兼任する制度を採ることによって、学生の教務上の問題に迅速かつ高次元の判断で対応できる体制を整えている。また、免許・資格取得に必要な学外実習の指導についても、教務部実習支援課の担当職員と学科の担当教員とが連携し、オリエンテーションの実施や個別の相談への対応を行っている。

□オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

専任教員及び非常勤教員を問わず、全学的にオフィスアワー制度を設けて学生の学修支援体制を整備している。

本学の専任教員に関しては、教員ごとに指定の時間を設けて新入生オリエンテーションやN-GUIDEで周知している。指定のオフィスアワー以外にも、事前にメール等で了承が得られた際や授業時などにも学生の相談等に応じている。

非常勤教員に関しては、担当授業の前後の時間帯をオフィスアワーとして、授業の教室または非常勤講師室で対応するよう依頼しており、学生に対してはN-GUIDEにより周知している【資料2-2-3, 65p】。

□教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

教育活動を支援する人材としては、まず実験・実習系科目を中心に助手を配置している。各学科の専門性に沿った知識・技能を持つ助手を配置することで、教員が教育活動に専念できる基盤環境を整備している。また、一部の実験・実習系科目においては、併設大学大学院の学生をTAとして雇用し、教育活動の支援をしている【資料2-3-4】。TAについては教育活動の支援という側面に加え、併設大学大学院生の教育的な指導力の向上も目的となっている【資料2-3-5】。

上記に加え、本学では学生の学内雇用制度であるスチューデントジョブを様々な場面において活用している【資料2-3-6】。スチューデントジョブは教育活動の支援として、いわゆるSA(Student Assistant)と同様に実験・実習系科目等で下級生に対する指導をするほか、学校運営上における支援として、入学式等の行事運営補助や図書館等の業務補助、公式ホームページや広報誌記事の取材等の広報活動補助等で雇用している。この制度の目的は、学生への経済的支援の一助とするほか、学生に社会的業務経験をさせることで人材育成にも役立たせることにある。

このほか、正課外ではあるものの、学科とラーニングサポートセンターによる入学前準備講座、入学後の補習授業、編入学対策講座を実施するなど、学科教員だけではなく、元高校教師であるラーニングサポートセンターの教員と学科教員が連携して教育活動を支援している【資料2-3-7】。

これら3学科共通の取組みのほか、各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

1年次生を対象とした「入門情報処理・実習」並びに「実用情報処理・実習」の授業において、中村学園大学大学院栄養科学研究科に所属する大学院生がTAとして学修支援に従事している。TAの活用は、授業担当教員からの評価も高く、学生の学修効果を高めている。過去2年間のTA支援は、平成26(2014)年度前学期3人、後学期3人、平成27(2015)年度後学期1人である。

TA以外からの支援体制としては、上級生及び大学へ編入学をした学生による1年次生への学修支援（ピアサポート）も平成27(2015)年度から開始した。また、1年次生と2年次生の交流会を実施して、学習の方法や試験の対策などについても支援している。実施後のアンケートでは、1年次生から「大変ためになった」という回答が多く寄せられている。

【キャリア開発学科】

平成26(2014)年度より、1年次前学期必修科目「コンピュータ基礎演習A」（1単位4コマ開講）と「コンピュータ基礎演習B」（1単位4コマ開講）において、キャリア開発学科2年次生を他大学のSAと同様に活動するスチューデントジョブとして延べ16人採用し、1コマに2人ずつ配置している。また、入学前の2回の「プレカレッジ」において、入学予定者のグループワークに1年次生をサポートとして各回15人延べ30人配置し、1年次4月に実施する宿泊研修において、2年次生をサポートとして各回4人延べ8人配置して実施している。さらに、1年次後学期の「キャリア形成演習I」においては、2年次

生をゲストスピーカーとして2回招き、就職体験談を話してもらっている【資料2-2-7, 165-166p】。

【幼児保育学科】

音楽・美術・体育・理科・情報処理・保健・学外実習に関連する科目に助手が配置されており、授業へ参加し、教員の補助と学生への個別支援を行うのはもちろん、授業の事前準備や後片付け等も担っている。TAやスチューデントジョブも不定期ではあるが、必要な場合に活用している。

□中途退学者、停学者及び留年者への対応策を行っているか。

中途退学・休学等を希望する学生は、指導主任制度【資料2-3-8】に基づいて担当となっている指導主任の教員と休退学事務担当職員の両名と必ず面談を行う。面談をした教員と職員が情報共有し、休退学の可否を総合的に判断して、止むを得ないと判断した場合に手続き書類を作成している【資料2-3-9】。また、退学・休学を防ぐ目的も兼ねて、全学科で指導主任による個人面談を各学期に1回以上は必ず実施しているほか、平成27(2015)年度より「退学者減対策委員会」【資料2-3-10】を設置して各学科主任及び各学科より教員一人と休退学事務担当職員にて会合を開き、退学問題に関する分析や低減策について議論・実施している。このほかにも全学的な取組みとして、各学期初めの数週間を対象に学生の出席状況調査【資料2-3-11】を実施するほか、学科会議において欠席の目立つ学生について教員間で情報共有して、それらの学生には指導主任教員が面談を実施して指導するなど、休学や退学を未然に防ぐように努めている。また、成績不良学生も退学や卒業延期になりやすいため、各学期の成績が確定した段階でGPAや失格科目数等に基づき該当学生を洗い出し、その保護者に向け警告文を送付または電話連絡をするなどの方法で保護者からの支援もお願いしている。心のケアが必要な学生には、指導主任から学生相談室の利用を勧める等の助言を行っている。ミスマッチによる退学を避ける一助として他学科に転学できる転学科制度【資料2-3-12】も設けている。なお、本学には卒業延期制度はあるが留年制度はない。

これら3学科共通の取組みのほか、各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

過去の休学者・退学者の分析の結果、食物栄養学科では学力不足がその大きな要因となっていることから、学力不足の学生には、学修支援センターであるラーニングサポートセンターの積極的な利用を勧めると同時に、平成27(2015)年度から開始した2年次生によるピアサポートも行っている。指導主任による個人面談では、面談内容を学科独自の個人面談カードに記入し、指導カルテとして有効利用している。また、平成27(2015)年度から学生部生活支援課と協働でウェブ上の個人指導カードを作成し、講師以上の教員は問題学生の面談記録の閲覧とコメントを記入できるシステムを導入している。指導主任が必ずしも担当しているクラスの授業を担当している訳ではないため、授業担当者によって記入されたWeb上カルテの情報は、個人面談カードとともに学生支援のための重要なツールとなっている。

【キャリア開発学科】

指導主任による学期ごとの個人面談結果は、学科独自に開発したキャリア情報管理システム（愛称n-cats）に登録し、学科全教職員での閲覧はもとより、学生部生活支援課・就職支援課、教務部学修支援課の課員も閲覧が可能とし、教職員で情報共有を行い、早期対応ができる体制を整えている。

【幼児保育学科】

入学当初より指導主任による個別面談を定期的実施し、対応が必要な事案が生じた場合、学科会議において情報を共有するとともに、各授業での当該学生の様子を注視し、適切な助言を行うなど、全学科教員が協同して支援にあたっている。また、初年次教育に相当する科目「幼児保育基礎セミナー」【資料2-2-7, 436-437p】において保育現場見学や一日実習の機会を設定することで、専門職への志望意欲の喚起を図っている。

□学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させているか。

全学的な取組みの中で、主として授業アンケートを活用して、学生への学修及び授業支援に対する学生の意見などを収集し、体制改善に反映させている。また、主たる目的が学生生活調査ではあるものの「学生生活実態調査」の結果も併せて参考にして、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

各学期に実施している授業アンケートは、本学ではウェブ上で実施しており、平成27(2015)年度よりこれまでの調査の趣旨や質問項目を見直し、学生が自らの授業理解度を振り返って評価し、それをもとに教員が直接ウェブ上でフィードバックをする仕組みに移行した。質問項目には従来からの授業等に対する評価や要望を記載できる項目もあり、それらについても教員がフィードバックして改善活動を実施している。

これら3学科共通の取組み以外に各学科で独自に行っているものを以下に記す。

【食物栄養学科】

全学的に行われる授業アンケートとは別に、「大学基礎演習」などいくつかの授業については、社会人基礎力向上や大学における主体的な学修への取組みに主眼を置いているために独自の授業アンケートを実施し、授業改善に活用している。また、本学科では、高度の聴覚障害者をこれまでに3人受け入れており、障がいのある学生の対応については、入学前に高等学校教諭や保護者との事前確認を行い、可能な限りの支援を行い、修学に不具合を生じない方策を確認している。

【キャリア開発学科】

全学の授業アンケートとは別に、「大学基礎演習」と「キャリア形成演習Ⅲ」では各回の授業についてアンケートを取る一方、また授業全体への満足度など、授業アンケートでは調査できない事柄について学期末に学科独自に「授業等に関するアンケート」を実施している。それらの結果は、教員ごとにフィードバックし、各教員レベルでの授業

改善に活用している。

【幼児保育学科】

全学的に実施される「授業アンケート」の対象科目ではない「幼児保育基礎セミナー」については最終講義時に独自にアンケートを実施し、学修及び授業支援に対する学生の意見をくみ上げ、学科の教育の改善に活用している。また、指導主任は、担当するゼミの学生の個人面談を適宜行い、学修や生活に関する指導・助言を行っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

これまでに実施してきた取組みを中心として教職協働を推進し、授業アンケートの更なる改善や、Webシステム利用の拡大、履修カルテやポートフォリオの活用促進など、全教職員が一丸となって学修支援を充実させていく。また、既存の取組みの充実について、ラーニングサポートセンターの学修支援体制としてe-learningを充実させるほか、学科・学生相談室・学生支援センターとの情報共有をより活発化させる。出席状況調査後の面談は記録作成を徹底し、授業アンケートの結果等を含めて学科内で共有して学生の支援ができるように整備する。また、これらの学修効果判定や活用方法の改善を実施し、学修及び授業支援の充実を図る。

【エビデンス・基礎資料】

【資料2-3-1】 中村学園大学（含む短期大学部）教務委員会運営細則

【資料2-3-2】 教職教育委員会細則

【資料2-3-3】 ラーニングサポートセンター連絡協議会内規

【資料2-3-4】 TAの雇用に関する教授会資料

【資料2-3-5】 中村学園大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料2-3-6】 中村学園大学（含む短期大学部）スチューデントジョブに関する取扱要領

【資料2-3-7】 食物栄養学科編入学対策講座について

【資料2-3-8】 指導主任制度に関する規程

【資料2-3-9】 休退学手続き説明資料

【資料2-3-10】 短期大学部退学者減対策委員会記録

【資料2-3-11】 出席状況調査

【資料2-3-12】 中村学園大学短期大学部転学科に関する細則

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

□単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているか。

単位の授与に関しては試験の上、合格したものに単位を与えると学則に定めており（学則第16条）【資料2-2-1】、試験の形式や評価方法については各授業のWebシラバス上で学生に示している（履修規程第12条）【資料2-2-2, 24p】。成績評価は秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上の場合に単位を授与している。秀から不可までを4から0までの5段階の数値で設定してGPAを算出しており、年度ごとの単年度GPAが3.0以上の学生のうち、各学科から上位3人を選考して表彰している。食物栄養学科・キャリア開発学科においては通常年間45単位の履修上限単位数をGPA3.0以上の学生は50単位まで、2.0未満の学生は40単位までとする履修制限にGPAを活用している。また、幼児保育学科では幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得希望する場合は60単位を上限としている。

（履修細則第6条）【資料 2-2-2, 27p】。本学における単位について、講義科目は15時間、演習科目は30時間、実験実習科目は45時間をもって1単位としており、単位の実質化に向けて予習復習に取り組むよう指導している。入学前の既修得単位等の認定については、教務委員を中心として、当該学生から提出された成績証明書やシラバス等をもとに単位認定の案を作成して学科会議で審議したのち、合同教務委員会、教授会にて審議され、30単位まで認定している（学則20条）【資料2-2-1】。

他学科履修制度も導入しており、学生の幅広い履修を支援している。他学科履修については、「中村学園大学短期大学部履修細則」で履修できる条件（上限単位数や履修できる科目名など）を定めている（履修細則5-12条）【資料2-2-2, 27-28p】。

また、入学後の進路変更が可能となるように転学科制度も設けている【資料2-3-12】。

本学では近隣大学（九州大学、福岡大学、西南学院大学等）と連携して、学生の相互交流や単位互換制度を活用してより幅広い学びを学生に提供できるよう取り組んでいる。本学からの派遣学生が他大学で科目を履修した場合、その成績をもとに合同教務委員会、教授会で審議されて単位が認定されている（履修規程14条）【資料2-2-2, 24p】。

卒業の認定及び学位の授与に関しては、短期大学部としてのディプロマポリシーを定めており、それに基づき、各学科のディプロマポリシーも定めている【資料2-2-2, 28p】。本学ではさらに各学科で修得を目指す基本的知識・技術・態度に関する教育目標を掲げており【資料2-2-3, 16p・26p・38p】、各科目を履修することで目標が達成されるように教育課程を編成するようカリキュラムポリシーで定めている（履修細則第2条）【資料2-2-2, 26p】。

表2-4-1 短期大学部共通及び各学科のディプロマポリシー

共通	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の精神を修得し、生活に実践できる。 2. 短期大学士としてふさわしい教養やコミュニケーション能力を身につけている。 3. 各学科の教育目標に到達し、職業人として必要な専門的知識、技術及び態度を修得している。
----	---

食物栄養学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の精神および本学科の「教育目標」を会得し、本学科卒業生にふさわしい礼節と良識を身につけている。 2. 栄養に関する知識及び技術を栄養指導の場で実践的に活用するための能力を修得し、食を通じて人々の健康増進に貢献し得る専門性を身につけている。 3. 栄養士に求められる教養およびコミュニケーション能力を身につけている。
キャリア開発学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の精神を修得し、社会で活かすことができる。 2. 本学科の卒業生として相応の礼節と良識を身につけている。 3. 本学科の教育目標に到達し、短期大学士（家政経済学）にふさわしい職業人・社会人として必要な教養、専門的知識および技能を修得している。
幼児保育学科	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の精神に基づき、短期大学士として相応しい礼節、教養、良識が身につけるとともに教育的愛情、協調性、責任感を持って社会に貢献できる。 2. 保育の社会的意義を理解し、保育者として求められる基本的知識・技術・職業倫理観を有する。 3. 保育の問題を主体的に考え、広い視野を持って乳幼児の心身を理解し、子どもの潜在的能力に気づくことができるとともに、家庭や地域への対応能力を備え、子育ての情報発信および支援ができる。

卒業の認定に関しては2年以上在学し、指定の科目及び単位数を修得し、教授会の議を経て、学長が卒業を認定すると規定している（学則第22条）【資料2-2-1】。教授会の卒業認定を受け、学長が学位を授与し、学位記を交付すると定めており、教務委員会、教授会で審議された卒業判定結果を受けて、学長が学位を授与している。このほか、学位規程にその詳細が定められている（学位規程）【資料2-2-2, 21p】。

なお、平成28(2016)年4月より「3ポリシーガイドライン」に沿った既制定の3ポリシーの見直しを開始しており、今後新ディプロマポリシーを制定し、それに基づいたカリキュラムポリシーやアドミッションポリシーの改訂を行っていく予定である。

全学共通のディプロマポリシーとしては、本学の建学の精神を修得、短期大学士としてふさわしい教養やコミュニケーション能力の修得、職業人として必要な専門的知識、技術及び態度の修得を掲げている。

これら3学科共通のディプロマポリシーに加えて、各学科で独自に列記しているディプロマポリシーの特徴を以下に記す。

【食物栄養学科】

栄養士資格に関する専門教科は栄養士養成施設での履修が義務づけられているため、開講科目の大多数（50単位）を栄養士資格取得必修科目として指定している。そのため、教養科目や語学科目は少ないが、建学の精神を修得に加えて、栄養士に求められる教養及びコミュニケーション能力の修得もディプロマポリシーとして定めている。

【キャリア開発学科】

本学科では幅広く教養科目・専門科目が履修できるように、中村学園大学が開講する大学教養科目（平成28(2016)年度39科目）と中村学園大学流通科学部流通科学科が開講する科目（平成28(2016)年度17科目）を単位互換科目とし、修得した単位はキャリア開発学科の卒業単位として認定している。また、「キャリア開発学科資格取得等による単位認定制度」【資料2-2-3, 35-36p】を制定している。在学中に指定する公的資格を取得した場合は、中村学園大学短期大学部学則19条に準じ「特殊演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位として合計3単位まで、卒業に必要な単位として認定している。単位認定については、「キャリア開発学科資格取得等による単位認定制度」の「5. 単位認定」に規定しているとおりに行い、学科会議で全教員が承認した後に、合同教務委員会及び教授会で審議後承認される。この単位認定制度による平成27(2015)年度の単位修得者は「特殊演習Ⅰ」146人、「特殊演習Ⅱ」110人、「特殊演習Ⅲ」44人であった。

【幼児保育学科】

保育士資格や幼稚園教諭二種免状取得に関する専門教科は、それぞれ法的な履修が義務づけられているため、開講科目の大多数（50単位）を資格取得必修科目として指定している。そのため、教養科目や語学科目は少ないが、建学の精神の修得に加えて、短期大学士として相応しい礼節、教養、良識の修得もディプロマポリシーとして定めている。

(3) 2-4の改善・向上方策（将来計画）

「3ポリシーガイドライン」に沿って既制定の3ポリシーの見直しを開始し、ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーを改訂し、学位授与方針や教育課程編成方針の充実改善を図っていく。そのうえで、単位や卒業、修了認定の適正化に向けて、全学的な方針として「教育システム改革2014」に計画されているアセスメントポリシーの検討、各学科におけるGPAの更なる活用、ルーブリックの導入、学習成果の評価の厳格化に関する取組みを実施する。学生の学修成果の評価を明確化するために示す方針として、アセスメントポリシーを定め、各学科において適正に評価がなされているかなどを検証する。次に学修成果の基本的な評価基準を明示するために、各科目における到達目標と関連したルーブリックの整備を目指すほか、教育課程として教育目標を達成しているかが分かるルーブリックの導入も検討する。

これらにより、単位認定、卒業・修了認定等の基準をさらに明確化し、適正化を図っていく。

以上の計画を3学科全てにおいて、同時進行させていく。

【エビデンス・基礎資料】

エビデンス・基礎資料は、2-1、2-2、2-3で既述済み

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

事務局の支援体制は平成12(2000)年度から、就職課として、各職員のスキルアップ等を図り、きめ細やかな進路支援の充実を図ってきたところである。

平成27(2015)年7月からは、事務組織の改編に伴い、学生部就職支援課として再スタートした。これまでの支援体制に加え、生活支援課や国際交流・社会連携課と連携を図り、多面的な幅広い支援を推進している。

本学の就職の特徴は、専門を活かした就職希望者が多いという点である。その現状を踏まえ、従来から、栄養士系・幼保教員系・企業系の3系統別に複数の担当者を配置し、各系統の担当者が当該系統特有の活動方法や情報収集において、より細やかなサポート体制を行い、就職希望者のほぼ全員の就職決定を実現してきたところである。また、各担当者が各学科の担当も兼務しており、学科教員との密な情報交換も行っている【資料2-5-1, 105p】。

近年は、求人件数は増加傾向にあり、これまでの「就職率」＝量中心の支援体制から、「質」＝学生の希望を重視し、より優良と判断される就職先への支援体制が必要となってきた。このことを勘案して、組織改編以降、担当職員を増員し、拠点である福岡県のみならず、九州一円及び関東、関西地区への求人活動も積極的に始めている。

このような就職支援体制の充実のみならず、①学生向け「就職ノート」、②保護者向け「就活応援ガイドブック」、③企業向け「求人のための学校案内」、④資格取得支援講座パンフレット等を作成し、就職意識の啓発及び向上に努めている【資料2-5-1】【資料2-5-2】【資料2-5-3】【資料2-5-4】。

加えて、①遠方での就職活動支援のための旅費支援制度の拡充【資料2-5-5】、②保護者の協力・理解の推進のための保護者対象就職説明会（後援会地区連絡会）の開催【資料2-5-6】、③各分野で活躍する卒業生と在学生の交流会開催、④卒業年次生によるジュニアアドバイザー制度の推進を行っている。

留学生に対しては専用コーナーを設けて対応している。障がい者に対しては、専用のファイルを設置し、本人の希望により面談や相談の対応を行っている。

また、学生の社会的・職業的自立の指導及び学内での学習・生活態度等の向上のため、本学内にマナー委員会（短期大学部長を委員長に、3学科から教員二人ずつを選出して構成）を組織して、「学園マナーブック」を作成（平成23(2011)年度に初版、その後、毎年部分改訂）している【資料2-5-7】。入学生オリエンテーションや在学生オリエンテーション時に、この「学園マナーブック」を学生に配布・解説して、本学の建学の精神の一つである「形は心の現れである」の主体的な実践に繋げている。マナー委員会では毎年、学内マナーについての学生アンケートも実施し、実情と問題点を分析して指導

主任研修会等で共有している。

**2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備
□インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。**

学生部就職支援課による学生の就職支援に加えて、3学科とも学科教員の就職委員が中心となって学生の就職支援を行っているが、そのほかの特徴的な点を以下に述べる。

キャリア開発学科では、インターンシップを必修化しており、1年次の夏季または春季に全学生が企業実習を行っている。そのために学科においては細かなプログラムを作成し、その実施にあたっては、丁寧な事前研修や事後研修、お礼状の送付などを指導している。また、まとめとなる企業実習報告会の開催や実習先関係者、高校教員、就職支援課をはじめとする学内教職員を招いた「インターンシップグランプリ」を実施し、キャリア教育の定着を図っている【資料2-5-8】。

また、食物栄養学科・幼児保育学科の自主実習は、就職活動の一環として自ら取り組む実習として位置付けており、食物栄養学科は2年次の4月、幼児保育学科は1年次の秋に要領を説明している。学生が実際に自主実習を行う際には実習園などを把握し、依頼状の発行や事前訪問の指導を行っている。また、実習終了後は、報告書の提出や実習園へのお礼状の送付などを行うよう促している【資料2-5-1, 83-87p】。

□就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

就職支援課職員による、①卒業年次学生の一人平均年4回程度の面談に始まり、②希望者に対する相談内容ごとの面談、③模擬面接、④ラーニングサポートセンターと連携した履歴書の添削、⑤ラーニングサポートセンターによる就職試験のアドバイス等々を実施するとともに、週3日程度の外部のキャリアカウンセラーによる客観的なアドバイス、キャリア開発学科のキャリアサポート室での細やかなアドバイス等を実施している。

そのほかに、新入生対象の「職業適性検査」【資料2-5-9】、各業界の方を招聘した「業界セミナー」、外部講師による「マナーセミナー」、そして就職支援課による各系統別の年数回の「説明会」【資料2-5-10】の実施等々、多方面にわたる相談・助言体制を整備している。

3学科とも、学科教員もクラスの指導主任が中心となり、個人面談等を通じて就職・進学に対する相談・助言を行っている。また、編入学希望者には教員と職員が協働し編入学説明会等を開催している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

前述したように、求人が増加することに伴い、就職の質的向上が求められるようになってきている。現在、学生たちの主な情報源は就職情報ウェブサイトであるが、これらの情報がどこまで適正さを担保しているかについて、疑問の余地があるところである。学生のためには、卒業生の情報や就職支援課職員が実際に訪問して得た情報をもとに、本学独自のナビシステムの構築を行いたいと考えている。併せて、そのシステム充実に向けて多くの情報を収集するため、特に地方出身者のための情報収集として積極的な県外訪問を実施していく。さらに、他短期大学を訪問しながら先進事例を学び、本学の支

援体制の充実につなげていく。また、現在、3学科全てで実施している教員による就職・進学に対する相談・助言も個人面談回数を増やすなどして強化・充実させていく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料2-5-1】 就職ノート

【資料2-5-2】 就活応援ガイドブック

【資料2-5-3】 求人のための学校案内2016

【資料2-5-4】 資格取得支援講座パンフレット

【資料2-5-5】 旅費支援制度案内

【資料2-5-6】 平成27年度後援会地区連絡会開催案内

【資料2-5-7】 学園マナーブック

【資料2-5-8】 キャリア開発学科インターンシップ事前・事後研修スケジュール、インターンシップグランプリ案内

【資料2-5-9】 職業適性検査揭示, 実施要領

【資料2-5-10】 就職支援課説明会年間スケジュール

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

□学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているか。

学生の学修状況については、各学科の進級や卒業の要件を満たさない学生の判定資料を大学と合同の教務委員会、審議会、教授会で共有して、教育課程における教育目的の達成状況を確認している。日頃の各授業における教育目標の達成状況については、各授業で評価アンケート調査をウェブ上で実施しており、調査結果もウェブ上で学生に公開され、結果に対する担当教員のコメントもフィードバックができるようになっている

【資料2-2-14】。アンケートの主な質問項目は、学生が自身の理解度を振り返る形式になっており、一部は授業改善の要望に関する項目も含めている。学生が授業に対する理解度を振り返ることで、担当教員は授業の教育目的が達成されているかどうかを点検し、調査結果に対するフィードバックを直接受講生に発信することで教員も担当授業における自己点検・評価ができるような仕組みとなっている。本学ホームページ上では、各学科のアンケート調査結果の概要を公開しており、学生の保護者をはじめとして、広く一

般に公表している。

卒業要件や免許資格の取得状況については、大学と合同の教務委員会、審議会、教授会、学科会議等で確認している。それらの取得状況に問題がある学生については、教務委員や指導主任が中心となって履修指導等や免許資格に関する指導を行っている。

就職状況の調査については、就職委員会を中心として、求人受理状況や就職内定状況に関する情報発信を全学に実施しており、全学的な審議会や教授会でも報告事項として共有されている。個別学生の就職活動状況に関する情報については、各学科会議で就職委員を中心に共有されている。卒業生の就職先からの評価に関しては、毎年実施する在職動向調査をもとに就職支援課が企業訪問した際等に評価をヒヤリングするほか、在学生の実習先にもなる病院や幼稚園等は学科の教員が実習訪問等の際にヒヤリングして実習訪問報告書に記載して共有している。

また、短期大学部マナー委員会による「学生マナーに関するアンケート」調査も行い、学生マナー達成度を把握・分析し公表している。

教育目的の達成に関する学生の意識については、本学独自の学生生活実態調査【資料2-6-1】を毎年度実施して、本学の建学の精神等への理解度、教育施設設備等の環境や教育の内容に対する評価に関する質問事項によって教育目的の達成状況を確認している。特に本学の建学の精神がどの程度学生に浸透しているのか、人間教育を根幹とした教育がどのように学生に受け止められているのかといった教育目的の達成状況を把握し、将来計画に活かしている。

以上は、3学科に共通することであるが、学科独自のものを以下に記す。

【食物栄養学科】

校外実習受け入れ施設へ「学生に望む基本的な知識や技術、マナー等に関するアンケート」を実施し、卒後に栄養士の職場で必要とされる知識や技能について調査し、教育内容の改善（カリキュラム改善）に活かしている【資料2-2-8, 69p】。

【キャリア開発学科】

必須科目の「大学基礎演習」「キャリア形成演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」でキャリアデザインシート冊子を作成・配付し、半年ごとの学生自身の目標を記入させ、指導教員は半年ごとの個人面談の際にその内容を点検している。また、キャリア情報管理システム（n-cats）を利用し、学生自身が自己のキャリア情報をパソコンやスマートフォンを通じて管理し、短大生活の目標と行動計画を立てるための主体的活動を支援している。指導主任の教員は自分のクラス学生のn-catsの利用状況の確認や履修の把握を行い、面談結果はn-catsに入力して学科内教員及び関係職員で情報共有し学生指導に役立てている。

また、各種の資格（キャリアサポート講座として秘書技能検定、日商簿記検定、日商PC検定を設定）取得にも力を入れており、検定試験の実施結果は学科会議に報告し、取得状況を分析して次回の取得率向上につなげている。キャリアサポート講座の内容については、社会のニーズに適合したものかを検討するため、卒業生にアンケート調査を実施し、講座の改善に活かしている【資料2-2-8, 87p】。

【幼児保育学科】

教職課程を持つ幼児保育学科では入学から卒業までの授業や学外実習を通して、学生が学び得た成果を自身で記録する学修ポートフォリオである「履修カルテ」【資料2-6-2】を導入している。「履修カルテ」は、学期末ごとに学びの振り返りをWeb上で入力し、記録するシステムで、自身の学修状況を省察することが可能である。また、2年次後学期開講科目「保育・教職実践演習（幼稚園）」において、担当教員が学生個人個人の学修状況を把握し、適切な指導を行うのにも有効に活用されている。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

□点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

学生の学修状況と免許資格の取得状況については、前述のとおり学科の進級や卒業、免許資格取得の要件を満たさない学生の判定資料を大学と合同の教務委員会や教授会等で共有して、教育課程における教育目的の達成状況を確認する一環としており、要件を満たさなかった学生に対して指導主任が中心となって個別の学生指導をするなどしている。日頃の各授業における教育目標の達成状況についても、各授業で実施したアンケート調査結果がウェブ上で学生に公開され、結果に対して担当教員がコメントすることを通じてフィードバックしている。授業アンケートで学生の評価がもっとも高かった授業担当教員については「ベストティーチャー」として学長が表彰（選考委員会で選考）し、教育改善に取り組む姿勢を評価している【資料2-6-3】。幼児保育学科では履修カルテも同様に学生指導の際の参考として活用している。

(3) 2-6の改善・向上方策（将来計画）

教育目的の達成状況の点検・評価について、現在実施している様々な観点からの調査による点検評価を引き続き実施していくとともに、平成27(2015)年度より授業についてのアンケートの質問事項を見直したように、学生生活実態調査等も質問事項の見直しを進めていく。それらに加え、「教育システム改革2014」にも記載しているとおり、授業や教育課程において目標に対してどの程度の達成状況かを可視できるルーブリック評価を導入し、教育目的の達成状況を把握して点検・評価を実行する。これにより、現在整備しているカリキュラムマップやカリキュラムツリー等の履修系統図を用いて、教育課程の見直しを実行する。また、今後は教育内容・方法及び学修指導等の評価法の妥当性や評価結果のフィードバック法について、アセスメントポリシーを制定して客観性のある取組みにしていく予定である。

授業アンケートに関しては、スマートフォン等を活用したウェブ上での回答を採用している。用紙によるアンケートと違って回収や集計等の作業が削減されるため科目ごとに学期途中でのアンケート実施が可能となっている。さらに、学期中であってもアンケート結果を反映した授業内容への改善もできることから、今後はそれら即時性等の利点を活かしてさらに充実改善を図っていきたい。また、学生生活実態調査や就職先への在職状況調査等はまだ十分に教育内容・方法等への改善に結びつけられているとは言えないため、調査結果を分析したうえで、FD推進委員会や合同教務委員会等でどう改善に結びつけるかを検討していく。

最終的には、学生が入学前教育から卒業後の就職までの間、どのように教育目的を達成していったのかを一貫して管理するエンロールマネジメントの観点から点検・評価と改善活動が実施できるように、各学科と事務局が情報共有できるような基盤づくりを検討する。また、点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしていく適切な方法の策定や工夫を行っていく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料2-6-1】 学生生活実態調査

【資料2-6-2】 履修カルテ

【資料2-6-3】 中村学園大学（含む短期大学部）ベストティーチャー賞運用内規

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

□学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させているか。

学生が安心・安全な学生生活を送られるよう、これまで以上の支援を目的に、平成27(2015)年7月に事務組織改編を行った。学生支援にかかる組織として「学生部」があり、学生部内には生活支援課、国際交流・社会連携課、就職支援課がある。各課が連携しながら、きめ細やかなサービスを行っている。生活支援課は、生活支援や学生相談、厚生補導、奨学金などの経済的支援、課外活動への支援など学生生活に直結するサービスを行っている。国際交流・社会連携課は、教養教育委員会の外国語教育セクションと協働で「語学カフェ」及び「ぐるーばる広場」を開催して英語と中国語、そして異文化に気軽に触れ合える機会を設けている。また、キャリア開発学科と協働で「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」に積極的に取り組んでおり、第3期1人、第4期1人が採択されているほか、中国「ふれあいの場」大学生交流事業についても支援を行い、併設大学流通科学部とキャリア開発学科の学生がチームを組んで応募し採択されている。

また、遠隔地の学生の便宜を図るため、女子学生向けに「城南寮（定員：164人）」

【資料2-7-1】があり、留学生向けにも「留学生宿舎（定員：18人）」がある。【エビデンス集（データ編）表2-26】城南寮には寮監・寮母が住み込みで常駐しており、寮生の中から寮長・副寮長を選出し、秩序ある運営を図っている。留学生宿舎には監理員が月曜日から金曜日まで出勤し、対応している。一人暮らしを希望する学生に対しては、

業者（学生情報センター）と提携し、安価で安全な住まいを提供している。

本学は栄養士養成施設を包含していることもあって食育推進活動にも力を入れており、全ての学生が“健全で豊かな食生活を送るために必要な「食事の自己管理能力」を養う食育の場”として、平成20(2008)年4月に学生食堂をリニューアルし、「食育館」を設けた【資料2-7-2】。食育館では、レシートに食事ごとの摂取エネルギーや栄養素のほか、食事バランスの「コマ」が表示されるだけでなく、日々の食事摂取データが蓄積され、学生本人の食傾向がパソコンで閲覧できる。

学生生活関連の委員会として「学生委員会」があり、学生生活と学生の福利厚生、学生生活上の諸課題の解決及び充実発展を目的に、学生生活における様々な支援、指導等に関する方策等について審議し、業務を遂行している。委員は、委員長（教員）、各学科から教員二人、学生部事務部長、生活支援課長にて構成されており、定例で月に1回程度開催している【資料2-7-3】。また、本学は圧倒的に女子学生が多いため、学内における防犯については、各棟の出入り口を監視カメラで常時監視して不審者の侵入防止を図っているほか、学生に対しては、指導主任や生活支援課職員が服装指導、通学時や居宅時の防犯指導、スマートフォンなどによるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)でのトラブルに巻き込まれないための指導などを行っている。これらの指導は、新入生・在学生オリエンテーション時だけでなく、随時、教員や職員が指導しているほか、食育館に設置された広報用モニターにも防犯に関する注意事項を適宜放映して学生の防犯意識を喚起している。

□奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

勉学に意欲を持つ学生が、経済的理由により学業の継続を断念することがないように、学外奨学金制度の案内・説明及び学内奨学金制度の充実を図っている。学外奨学金制度としては、「日本学生支援機構奨学金」と地方自治体・民間の財団等による「地方自治体等奨学金」を利用している。また、本学独自の奨学金制度も貸与型・給付型と多様に整えている【資料2-7-4, 80p】。留学生には授業料減免制度等を整えている。近年、納付金の納付期限までの納付が困難な学生が増加傾向にあるが、そのような学生には納付金延納願の提出により、納付期限の延長や納付金の分納を認めている。

アルバイトに関し、学外で深夜まで働くことで学業が疎かになるようなことがないように、平成25(2013)年度から、学生が学内で働ける「スチューデントジョブ制度」を開始した【資料2-7-4, 93p】。これは単なる経済的支援だけでなく、就業体験や学内リーダー育成といった教育面での効果も期待しており、成績の向上や退学率の低下などといった成果をあげている。

□学生の課外活動への支援を適切に行っているか。

現在、文科系・体育系合せて42のサークル（部・同好会含む）があり、そのほかにも学友自治会・学園祭実行委員が組織されている【資料2-7-4, 88-89p】。部室等が入っている「学友会館」に、専門窓口として専任職員を一人配置し、課外活動に関する支援・指導・窓口相談を行っている。

□学生に対する健康相談、心的支援、生活相談などを適切に行っているか。

心身の健康に関する支援組織として、保健室と学生相談室を設置し、常勤職員だけでなく非常勤のカウンセラーや精神科医とも連携して、心身両面での相談とケアにあたる体制を整えている【エビデンス集（データ編）表2-12】。

保健室では定期健康診断を学校保健法に基づき年1回、全学生を対象に実施しており、胸部レントゲン、検尿、内科検診等で所見が認められた場合は個別面談を実施している。検診により精密検査を要する場合は学校医との連携をとりながら医療機関への紹介を行っている。入学時に麻疹・風疹・ムンプス・水痘の抗体検査を実施し、抗体価の低い学生にはワクチン接種などの指導を行っている。学生支援センター内の職員や教員と緊密に情報共有を図り、学内での感染症防止等にも努めている。学生の訪室理由は身体的・精神的・心身両面の不調など、多岐にわたっている。精神面の問題に対応できるよう、保健室内にもラウンジを併設するなど学生の居場所づくりにも力を入れており、利用する学生は年々増加している。なお、開室時間については、5限目終了後の18時30分まで延長し対応している。

学生相談室は臨床心理士の有資格者である常勤職員1人、非常勤職員3人及び教員兼任カウンセラー1人の計5人が様々な悩みや問題を抱える学生の心理的サポートにあたっている。

利用方法等の案内については、リーフレットを作成し、新年度のオリエンテーション時に全学生に配付し周知している【資料2-7-5】。また、学生と教職員のそれぞれに向けた相談室便りを定期的に発刊している【資料2-7-6】。併せて、毎年4月の新入生オリエンテーションにおいては何らかの精神的問題を持つ可能性のある学生の早期発見、早期支援を目的に学生精神的健康調査(UPI)を実施している。

また、学生相談室では学生相談室運営委員会や学生相談支援連絡会を定期的に開催し、教職員間での情報共有も図るなど適切な対応を行っている。

なお、本学では指導主任制度を導入しており、各教員が責任を持って学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるよう指導している。指導主任となる各教員に対しては、指導主任研修会を定期的に開催し、最新の知識・技術を共有している。さらに、平成26(2014)年度に「教職員のための学生サポートブック」を制作し、全教職員に配布し、多様化する学生に対応できるよう教員の支援スキルの向上を図っている【資料2-7-7】。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

□学生サービスに対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているか。

学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げるシステムとして、全学生を対象として「学生生活実態調査」を実施している【資料2-6-1】。平成26(2014)年度からはそれまでの隔年度実施ではなく毎年度実施に変更した。内容も、学生の不満や不安をより正確に吸い上げられるよう改善した。実現不可能な要望もあるものの、在学生在が快適で勉学や課外活動に専念できる環境を整えるため、今後も可能な限り対応していく。

なお、「学生生活実態調査」における学生生活に対する学生の満足度は、短大全体で

平成26(2014)年度においては、27.1%が「非常に満足」、56.3%が「やや満足」、合計83.4%が満足と答えており、前回平成24(2012)年度の結果においても24.9%が「非常に満足」、55.5%が「やや満足」、合計80.4%で満足度の高い結果となっている。

(3) 2-7の改善・向上方策（将来計画）

経済的支援策に関し、平成28(2016)年度より家計が急変した学生に対し、授業の一部を奨学金として給付する制度を設けたが、更なる奨学金制度を検討していく方針である。

老朽化していた建物を取り壊し、平成27(2015)年3月に「7号館」（実験実習棟）が竣工した。免震構造で地上8階建ての校舎は主に調理実習室や実験実習室が入っており、最新の設備で授業を受けられる環境を整えた。この建物の1階にはラーニングスペースも設置しており、学生の主体的な学びを促進している。さらに、平成27(2015)年9月に中央本館2階にもラーニングスペースを設置した。平成28(2016)年1月には学内環境（施設・設備等）改善検討ワーキンググループが設置され、今後、ラーニングスペースの増設や学生の居場所づくりをはじめ、建物の取り壊し後の跡地整備を行うなど、学びの環境を整える予定である。

学園祭やサークル活動といった学生の自主的な活動については、今後も積極的な支援を行い、参加者や加入者数の増加を目指す。

様々な障がいを抱える学生が入学してくる時代となり、看護師や臨床心理士だけでなく、専門家でない教職員も日々対応する必要性が生じてきている。定期的な研修の実施や絶え間ない研鑽を通じ、教職員のレベルアップを図っていく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料2-7-1】 学生寮パンフレット

【資料2-7-2】 食育館パンフレット

【資料2-7-3】 中村学園大学（含む短期大学部）学生委員会規程

【資料2-7-4】 N-navi2016-2017

【資料2-7-5】 学生相談室リーフレット

【資料2-7-6】 学生相談室だより第12号2016年5月号

【資料2-7-7】 教職員のためのサポートブック

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

□学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているか。

本学では「中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程」「中村学園大学短期大学部教員選考に係る資格基準内規」「中村学園大学（含む短期大学部）教員資格審査専門委員選出に関する審議会申し合わせ」「人事選考手続きについて（審議会申し合わせ）」にて規定された全学的な基準に加え、教育内容に即した必要要件を柱とした教員組織の編成に向けて教員の任用を実施している。

候補者の選定にあたり、建学の精神を理解する者であること、心身ともに健康であること、本学教員としてふさわしい人格識見を有することが規定されており、単なる知識や研究内容を教授する能力だけでなく、建学の精神に沿った人間教育を施せるかどうかを第一に教員に求めている。

教員組織の構成については短期大学設置基準や教育職員免許法、栄養士法等関連法令への適合性についてもそれぞれに一覧表【資料2-8-1】を作成し、教員、職員各々の視点から点検を重ね、構成、配置等を検討したうえで教員採用計画を立案している。新規教員の任用の際にも教員採用計画に基づき、広く一般に公募することを前提とした採用活動を行っている。教員組織構成はホームページを通じ職位別教員数、年齢構成、ST比等学内外へ公表している【資料2-8-2】。

□専任教員の年齢のバランスがとれているか。

年齢構成についてはホームページで公開しているとおおり、51歳～55歳が18%と最も高く、26歳～30歳及び71歳以上の0%を除くと、31歳～35歳が5%と最も低い状況にあり、50代に向けて人数が増加して60代で減少する形となっており、全学的に経験豊かな教員と若手の教員のバランスがとれた状態を維持している【資料2-8-3】。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

□教員の採用・昇任の方針に基づく規定を定めて、かつ適切に運用しているか。

本学における教員の募集・採用・昇格に関する基準及び手続きは、「中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程」【資料2-8-4】及び「中村学園大学短期大学部教員選考に係る資格基準内規」【資料2-8-5】に基づき、教育と研究の双方の視点で総合的に審査し採用している。募集に関しては公募により行っている。専任教員の資格審査にあたっては、短期大学部長を含む7人の委員による「教員資格審査委員会」にて行う。教員資格審査委員会の委員は、定められた選考手続きに従って選出した採用候補者を教員選考委員会に具申し、それを受けて学長、併設大学の各学部長、短期大学部長、短期大学部の当該学科主任、短期大学部から選出された教授3人、事務局長による「教員選考委員会」は、定められた選考手続きに従って任用候補者を決定し、審議会での審議・承認を経て、教授会に報告する。その後、学長は、教授候補者については理事会に、ま

たそのほかの教員については理事長へ推薦している。

専任教員の昇任については「中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程」及び「中村学園大学短期大学部教員選考に係る資格基準内規」に基づき、専任教員の採用と同様の手続きを経て当該教員の昇任を決定している。

**□FD活動が組織的に行われ、授業アンケート結果の公表が行われ、活用されているか。
教員研修が行われているか。**

FD活動を組織的に実施するために学内にFD委員会、FD推進委員会、FD推進センターを設置し、各学科は上記の委員会を踏まえ、それぞれの学科でFD委員会を構成している。

全学FD活動としては授業アンケート、公開授業、教育ワークショップを実施しており、FD推進センターが中心となって実行している。また、各学科のFD活動は毎年年度初めにFD実施計画書を提出し、年度末にはFD実施報告書【資料2-2-18】を提出している。これについてはホームページに公開している。

授業アンケートは平成9(1997)年から実施しており、現在は年に2回、ゼミ・学外実習・受講者数10人未満科目を除いた科目に対して実施している。学生は、N-Portal経由でアンケートシステムにアクセスし、Webから回答を行う。平成27(2015)年度からは教員が回答結果をN-Portalから閲覧できるようになっており、ほかの教員の科目のアンケート結果も閲覧可能である。また、学生もアンケート結果を閲覧することができるようになっている。学外に向けては、学科別・学年別の結果をホームページに公開している。アンケートの結果をほかの教員や学生に閲覧できるようにすることで、個々の教員に改善意識を持たせるようにしている。

教員の研修については、毎年9月に併設大学と合同で実施している教育ワークショップで毎回テーマを変えて各学部・学科のFD活動を中心とした研修を行っている。また、FD推進センターから学外研修会の案内を行い、各教員の研修への参加を促している。また、12月には教員全員が参加する「短期大学部FD研修会」【資料2-2-17】も開催している。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

□教養教育を行うための組織上の措置及び運営上の責任体制が確立しているか。

本学の教育目標の達成と全学的FD推進を図ることを目的に、教養、情報、教職に関する教育センターを併設大学と合同で組織している【資料2-8-6】。

教養教育センターは一般教育セクション、体育セクション、外国語教育セクションに所属する助教以上の教員の中から学長が委嘱して組織している。教養教育センター長は教養教育等の授業科目の編成と実施を審議する併設大学と合同の教養教育委員会の長を務める（教養教育委員会細則第1条）【資料2-8-7】。

教養教育科目の新設や変更といった教養教育科目の編成については、各学科から選出されている教務委員を中心に議論された案をもとに、各学科会議にて内容を精査し、大学と合同の教養教育委員会で確認され、大学合同の教務委員会に諮られたのち、審議会を経て教授会で承認される。短期大学部の教員だけでなく、併設大学の教員にも意見が求められる仕組みとなっており、質保証の観点から高いレベルを維持できるものとなっ

ている。

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

引き続き教員の確保と配置を関連規程に沿って適切に運用するほか、一部の年齢層に偏りが生じないように配慮していく。教員の年齢構成については、現時点ではバランスがとれていたとしても、5年後、10年後にはその年齢層が上がってバランスが崩れることが予想されている。現在の教員採用計画には中長期的な視点が不足していることから、5年後、10年後の年齢構成を念頭に置いた計画の立案を推進する。

教養教育を充実させるために、平成28(2016)年度から食物栄養学科と幼児保育学科で共通教養科目を合同開講の形で開始し、一般教養科目に加え、建学の精神に基づく自校学である「中村学」、また地域の特色を活かした「博多学」を新規に開設した。これらについては、学生の履修状況や評価結果、授業に関するアンケート結果等を踏まえて再度内容の改善を図るとともに、平成29(2017)年度からは3学科合同開講に拡大する予定としている。また、全学的な教養教育センターや教養教育委員会の活動を活発化させて教養教育の更なる充実を図っていく。

【エビデンス・基礎資料】

【資料2-8-1】 教員組織一覧表

【資料2-8-2】 職位別教員数・年齢構成・ST比

【資料2-8-3】 専任教員年齢構成（短期大学部）

【資料2-8-4】 中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程

【資料2-8-5】 中村学園大学（含む短期大学部）教員選考に係る資格基準内規

【資料2-8-6】 中村学園大学（含む短期大学部）教育センターに関する内規

【資料2-8-7】 教養教育委員会細則第1条

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

□教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設などの施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は、福岡県福岡市城南区別府に位置し、地下鉄七隈線別府駅から徒歩約3分の地

にある。昭和40(1965)年に別府キャンパスが新設された。校地面積は66,219.4㎡(大学・短期大学部共用)であり、大学設置基準上必要な校地面積26,600㎡と短期大学設置基準上必要な校地面積9,800㎡を合算した面積を上回っている。運動場としては別府キャンパスの運動場は狭隘で課外活動に難点があったが、平成21(2009)年に徒歩10分ほどの場所に21,537㎡の土地を取得し、田島グラウンドを完成させた。ここには、軟式野球場・サッカー兼ラクロス場・弓道場を整備し、グラウンド周囲には約500mのランニングコースを設けている。これらは授業やサークル活動に有効活用されている。また、集中豪雨対策としてグラウンドに1,000㎡の雨水を一時貯水ができる機能を持たせている。別府キャンパス内の校舎については、校舎面積は49,769.3㎡(大学・短期大学部共用)であり、大学設置基準上必要な校舎面積16,064.4㎡と短期大学設置基準上必要な校舎面積6,900㎡を合算した面積を上回っている。現在、別府キャンパスは大学及び短期大学部において共用しているが、短期大学設置基準のほか、各免許・資格取得に必要な施設等の条件を十分に満たしている。平成27(2015)年2月に竣工した7号館は教育と研究の充実、向上をもとめて実験実習棟(大学・短期大学部共用)として建設された。体育施設に関しては、体育館に1,140㎡のメインフロアとサブフロアを整備しているほか、第2体育館に柔道場、剣道場、多目的フロアといった多様な目的に使用できる施設を備えている。

□教育目的の達成のために、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用しているか。

別府キャンパスは、平成12(2000)年に国道202号線沿いの正門廻り景観整備計画にて第13回福岡市都市景観賞を受賞した。沿道にはソメイヨシノ、ホルトノキとクスノキ並木が配置されており緑豊かな環境が整備されている。平成27(2015)年には別府キャンパス東側の隣接地を取得し、1,760.3㎡の実習自然観察園が整備された。実習自然観察園ではいろいろな果実がなる樹木が有り、一年を通して自然観察及び実習ができる場として活用されている。

施設としては教育環境の変化に伴い講義室の稼働率が高くなっているため、新校舎が必要となり、平成20(2008)年度に2号館(講義研究棟)を建設した。この施設には講義室・研究室のほかにキャンパスアメニティを考慮した学生支援センターを3階に設け学生へのサービス向上を図り、大型食堂「食育館」の新設、キャンパスショップの整備、中庭広場の整備(ベンチ・モニュメントを配置)を行い、充実を図っている。平成27(2015)年2月には7号館(実験実習棟)が建設され、1階には学生の主体的な学びの場としてラーニングスペースを整備した。2階と5階の中央部には大きな吹抜け空間のラウンジを設け、学生の憩いの場として休憩できるソファを設置し、ゆとりを感じさせる雰囲気を持たせ学生と教員のコミュニケーションを促進する場として有効に活用している。

施設全般の維持、運用、管理については、法人本部財務部管財課が中心となり、適切に実施している。特に設備管理については建築基準法、消防法等の関係法令に基づく年次点検・月例点検・日常点検及び中央監視システムによる機械保守を行っている。清掃や警備についても、庶務課が委託業者と協議のうえで適宜指示を出すことにより、計画的な管理を行っており、快適な教育研究環境を維持している。

□適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

図書館は併設大学との共同施設で、1号館の2階から4階の3フロアを占有し、面積2,737㎡、閲覧座席数374席、情報検索設備は検索コーナーとして2階にパソコン6台、3階・4階に各1台を設置し、また、4階には情報検索演習室（パソコン14台）を設置している。職員数は館長1人（教授兼務）/職員2人（専任2人（うち司書資格1人）委託スタッフ5人である。

平成27（2015）年度末における図書蔵書数は198,506冊（和書156,417冊、洋書42,089冊）、学術雑誌受入数は486タイトル（和雑誌352、外国雑誌134（内電子ジャーナル63））である。また、電子情報検索のデータベース14タイトルを図書館ホームページにて提供している。

開館時間は、通常授業期間の月曜日から金曜日は8時30分から22時00分まで、土曜日（第1、3、5）は8時30分から16時00分まで、日曜日、祝日、土曜日（第2、4）の休日は、10時00分から16時00分までとしている。また、夏季・冬季休暇期間は8時30分から17時00分（月～金）、8時30分から13時00分（第1、3、5土）、春季休暇期間は8時30分から21時00分（月～金）、8時30分から16時00分（第1、3、5土）としている。平成27（2015）年度の開館総日数は309日である。

図書館資料の構築にあたっては、各学科のシラバスに基づく授業に関連するもの、学生の予習・復習に供するもの、調査研究に使用するもの等を整備するとともに、学生からのリクエストや学生選書ツアーの実施等により利用者のニーズを踏まえながら、各学科系統の理論と実際を統合した教育研究に供する利用性の高い資料の体系的整備に努めている。

□教育目的の達成のため、コンピュータなどのIT 施設を適切に整備しているか。

教育用のPC演習室及びパソコンは、東2号館に2教室120台と情報処理センターに3教室216台整備している。原則として授業では、東2号館のPC演習室を主に使用し、必要に応じて情報処理センターのPC演習室を使用している。学生がオープンで利用する場合は、東2号館の1教室を除きどの演習室のパソコンを利用しても良い。

学内LANは平成23（2011）年度に更新し、第3次総合情報ネットワークとした。学内LANには、学内のPC演習室、研究室及び図書館等に設置されている全てのパソコンが端末として接続されており、インターネット接続などのネットワークサービスを利用できる。インターネット接続は、通信速度が最大1Gbpsを含む3回線によるマルチホームにより運用を行っている。また、WiFi環境も合わせて整備しており、食育館、図書館、一般教室及び北側広場（丸善キャンパスショップ前）等で利用できる。

□施設・設備の安全性（耐震など）を確保しているか。

施設・設備の安全性（耐震等）については、平成23（2011）年度に音楽館、体育館、平成24（2012）年度に学友会館、健康増進センターの耐震補強工事を実施した。また、平成25（2013）年度には東1号館を解体し、平成27（2015）年2月解体跡地に7号館（実験実習

棟)を建設した。7号館は薬品等を扱う実験室や火を扱う調理実習室があるため地震に最も有効とされている免震構造を採用しており、利用者の安全確保に努めている。平成28(2016)年3月には中央南館を解体した。そのほかの安全性についても、消防設備、変電設備、空気環境測定、水質等に係る各種法定点検も適切に行っており、衛生面を含め、十分確保している。

□施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

施設・設備の利便性（バリアフリー）については、別府キャンパス内の平成10(1998)年以降に建設された建物6棟について「福祉の街づくり条例」に基づき、エレベータ、身障者用トイレの設置及びスロープの整備等を行ったため、バリアフリーに配慮したものとなっている。それ以外の建物についても平成23(2011)年度に音楽館(5階建)のバリアフリー化を進め、エレベータ1基を設置して車いすによる移動が可能となったほか、新たに各棟の主要な出入口にスロープを設置した。また、車いすの学生が利用する施設のドアは常時開放するよう対応している。

□施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる仕組みを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みとしては、「学生生活実態調査」【資料2-6-1】を活用している。アンケートの約100問の設問の中に施設・設備に対する要望に関する事項も含まれている。例えば、多くの学生から要望が出された「空調」については、一定の基準は設けるものの、教室の位置や条件等も考慮し、臨機応変に対応するなどして、より良い教育環境となるよう配慮するように変更された。

また、このほかにもアンケートで把握した要望に基づき、平成23(2011)年に音楽館にエレベータを設置、平成26(2014)年7月に携帯電話充電スペースを2号館3階、4号館2階に設置し、平成27(2015)年に2号館エレベータの停止階の見直しを行った。

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

□授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

講義や実験といったそれぞれの授業の目的や形式、教授法により受講者定員を設け、それに基づき授業担当教員から使用設備等の要望を汲んだ教室を配当している。

(3) 2-9の改善・向上方策（将来計画）

別府キャンパスは開設から51年が経ち、各施設・設備の維持管理の面で、補修・更新を進めることとなる。日常の細やかな修繕のほか、中央監視システムの更新、冷温水機のオーバーホールや更新、各所のシーリングをはじめとする防水の改修等、大きな補修・更新を予定しているが、教育研究活動に支障をきたさないよう中長期の計画に基づき計画的に実施していく。

施設・設備の安全性については、中央南館解体跡地に新本館棟を平成33(2021)年度に建設し、平成34(2022)年に既存中央本館の解体を行うと、耐震補強が必要であった校舎

全ての対策が完了することになる。また、各種定期点検について今後も実施していく。吊り天井等の非構造部材の耐震性については、専門家による点検の実施を検討し、さらに安全性を高めていく。校舎建設時のバリアフリーの基準としては前述のとおり対応しているが、社旗的な基準等にも変化が見られるため、本学の実情に即した整備を適宜行っていく。

平成30(2018)年度に東2号館402及び403パソコン教室のシステムを更新する予定である。さらに平成33(2021)年度には大学との共用施設である情報処理センター3教室のシステム更新を予定している。

図書館は、特に保存用図書の収納スペースが狭隘であり、今後の蔵書数増加に対応するために、積極的な廃棄図書等の選定と実行を行っていく。

7号館ラーニングスペース等の大学・短期大学部共用スペースは、学生が学部・学科や学年を問わず快適に共用できるよう配慮しながら利用を促進する。また、平成27(2015)年度に整備した中央本館、4号館のラーニングスペースは、学生が利用しやすい使用上のルール等を定め、新入生を中心に利用を促すための周知活動を実施する。

今後も本館南側の芝生の憩いの場等を整備するなど、学生の学ぶ場や憩いの場といった居場所を整備していくことで、教育環境面からの教育目的の達成を推進するとともに、「学生生活実態調査」で把握した要望をもとに、施設・設備に対する学生の意見等をくみ上げ、引続き改善に反映していく。

【エビデンス・基礎資料】

エビデンス・基礎資料は、2-1~2-8で既述済み

【基準2の自己評価】

本学は、建学の精神、使命・目的及び教育目的に基づき3つのポリシーを定め学生の受入れから卒業の認定に至るまで組織的に学修と教授を行っている。

学生の受入れにおいては、短期大学部共通及び各学科のアドミッションポリシーを定め、広く内外に周知し明確な目的意識を持った志願者の確保に努めている。入学者数の確保については、定員を割れることなく毎年入学定員を満たす学生を受け入れており、在籍学生数は教育環境確保の観点から適切に維持できている。

各学科の教育課程については、それぞれの教育目的を踏まえカリキュラムポリシーに沿って適切に編成されている。また、教授方法の改善については、FD研修会を各学科で年5回以上開催するほか短期大学部全体で年1回開催し、共通課題について研修している。単位認定、卒業判定については、学則、ディポリマポリシー、履修細則等に従って厳正に実施されている。

就職支援については、就職支援課と各学科の就職委員が中心となり連携を取って学生の就職支援を行っている。またそれに加えラーニングサポートセンターによる支援、外部のキャリアカウンセラーによる客観的なアドバイス、キャリア開発学科のキャリアサポート室での支援等を行っている。

学生生活支援については、生活支援課、学生委員会が中心になり、指導主任、学生相

中村学園大学短期大学部

談室、保健室と連携を図りながら組織的な学生支援を行っている。毎年実施される「学生生活実態調査」により学生の意見、要望等をくみ上げ、改善につなげており学生生活に対する学生の満足度は高い結果となっている。

教育環境の整備については、校地・校舎ともに大学・短期大学部の共用であるが、大学設置基準上必要な面積と短期大学設置基準上必要な面積を合算した数より上回っており、図書館、情報処理センター、ラーニングスペースなど施設・設備も十分に整備している。また、毎年実施する学生生活実態調査結果による学生の要望に基づき、より快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。

以上のことから、基準2「学修と教授」を満たしていると自己評価する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営を行っているか。

学校法人中村学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第3条において、法人の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、各学校の建学の精神に基づき、学校教育を行うことを目的とする。」として明確に定めている【資料3-1-1】。

また、その目的を達成するため、中村学園管理運営規則や事務分掌規程、職務権限に関する規程を定め、法人本部及び学園の設置する学校の組織運営の基本的事項について、業務遂行に関する各職位の責任と権限の所在を明確にし、組織的かつ効率的な運営を図っている。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

18歳人口の減少や社会のニーズの変化など、大学を取り巻く社会環境が厳しさを増している中、学園教職員がこれらの変化を前向きに捉え的確に対応し、学園のあるべき姿を実現していくための具体的実践指針として平成10年度から5か年ないし3か年の学園中期総合計画を策定し継続的な改革に取り組んでいる。

平成27(2015)年度から開始した第6次中期総合計画（3か年間）は、建学の精神の具現化、教育の質的転換、グローバル化した社会で活躍する人材の育成、高大接続、社会連携の推進、経営基盤の強化をキーワードとして、数値目標を含めた具体的計画を策定し、実践、検証、改善（PDCA）に取り組んでいる【資料3-1-2】。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする短期大学の設置、運営に関連する法令の遵守

質の保証を担保するための関連法令等を遵守しているか。

寄附行為第3条において、教育基本法、学校教育法の遵守を明確にしており、そのほか私立学校法、短期大学設置基準をはじめとする関係法令等に基づいて諸規程を整備している。教職員はこれらの法令及び諸規程に基づき業務を遂行しており、遵守を徹底し

ている。

研究倫理に関しては、社会の要請に応えられるよう規程等を整備し、公的研究費の適正な管理運営及び健全な研究活動の推進に取り組んでいる。

個人情報保護については、個人情報の保護に関する規程を制定しており、個人情報を適切に取り扱うための整備を行い、情報の取得、管理について適切な処理を行っている。また、平成28(2016)年1月から利用が開始されたマイナンバーについては、特定個人情報取扱規程を制定し適正な取扱いを行っている。

なお、学生に係る規程等については、毎年作成する学生便覧に掲載し全学生に配布している。全ての規程等についてはWeb規程集を作成し全教職員が学内LANで閲覧できる環境を整備している【資料3-1-3】。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

□学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

災害、事故、感染症等に関して「リスクマネジメントプログラム」【資料3-1-4】を作成し迅速に対応している。安全の面での対応策として、AEDや防犯カメラの設置、災害用備蓄物の整備、消防署と連携した教職員対象の消防防災教育を実施している。また「中村学園大学（含む短期大学部）衛生委員会規程」【資料3-1-5】により、毎月学長、事務局長、産業医、衛生管理者、医療技術職員、過半数代表者から推薦された教職員を構成員とする「衛生委員会」を開催し、教職員の安全衛生について協議を継続している。

□環境や人権について配慮しているか。

環境保全の目的から、夏季期間はクールビズを実施し、冬季期間も空調適正温度の管理、照明の消灯等、全学的に省エネルギーに取り組んでいる。また学生の環境にも配慮し、学生相談室の設置、フリースペースにはベンチを設置して憩いの場づくりを行っている。学生食堂「食育館」は、本学で学ぶ全ての学生が健全で豊かな食生活を送るために必要な「食事の自己管理能力」を養う食育の場として、定食（ランチ）は「一汁三菜」を基本とし、日本の伝統を大切にしつつ「健康づくり」に役立てるよう工夫している【資料3-1-6】。

人権擁護の面では「中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントに関する規程」【資料3-1-7】及び「中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントの防止等に関するガイドライン」【資料3-1-8】に基づき、ハラスメント防止対策委員会、ハラスメント相談員を置き、セクシュアルハラスメントに限らず学生や教職員からの人権に関する相談に幅広く応じている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

□教育情報及び財務などの経営情報を公表しているか。

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、本学のホームページに情報公開のバナーを設け、教育研究情報の状況を公表している。

財務情報の公表については、私立学校法第47条及び学校法人中村学園財務情報に関する書類閲覧内規【資料3-1-9】に基づき、学校法人中村学園事業報告書【資料3-1-10】

を作成し、教育研究情報と同じく本学のホームページで公表するとともに、本学広報誌「CELERY」【資料3-1-11】にも掲載している。また、財務書類は、本学園法人本部財務部に備えており、本学園の利害関係者から開示の請求があった場合、開示しない正当な理由がある場合を除き、閲覧を許可することとしている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営情報の公表について、工夫し適切な開示を行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】 学校法人中村学園寄附行為

【資料3-1-2】 学校法人中村学園第6次中期総合計画

【資料3-1-3】 学校法人中村学園及び中村学園大学短期大学部規程一覧

【資料3-1-4】 リスクマネジメントプログラム一覧

【資料3-1-5】 中村学園大学（含む短期大学部）衛生委員会規程

【資料3-1-6】 食育館パンフレット

【資料3-1-7】 中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントに関する規程

【資料3-1-8】 中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントの防止等に関するガイドライン

【資料3-1-9】 学校法人中村学園財務情報に関する書類閲覧内規

【資料3-1-10】 平成27年度学校法人中村学園事業報告書

【資料3-1-11】 広報誌「CELERY」No.96

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

□使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

理事会は、寄附行為に基づいて選任された12人の理事で構成され、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。監事は2人で、法人の業務及び財産の状況等を監査する職務を担っている。理事会は毎年度4回定期的に招集開催するほか、必要に応じて適宜招集開催している。

また、理事会を円滑かつ迅速に機能させるために理事長と常勤の理事で構成される常任理事会を設置している。常任理事会は原則として月2回定例的に招集開催され、日常

業務の処理のほか、やむをえず緊急を要する事項を処理する。常任理事会で処理された事項については直近の理事会において承認を得ることとしている【資料3-1-1】。

□理事会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。

寄附行為第18条に理事会の運営について具体的に定め、適切に運営している。

□理事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

理事の選任については寄附行為第7条に明記し、各学校長のほか各選出区分に基づき理事会にて決定している。

□理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

理事の理事会出席状況は表3-2-1のとおりである（理事数：11～12人）。実出席としており、委任状は徴取していない。

表3-2-1 過去3年間の理事の理事会への出席状況

年度	開催	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
平成27 (2015)	月日	5/27	9/28	12/18	3/22					
	出席	9人	11人	10人	10人					
平成26 (2014)	月日	5/28	5/28	7/24	9/19	9/19	11/7	12/18	2/12	3/23
	出席	9人	9人	10人	10人	10人	11人	12人	9人	9人
平成25 (2013)	月日	5/28	5/28	8/29	12/20	3/24				
	出席	9人	10人	9人	11人	10人				

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事長、学長のほか、学識経験者で構成された理事会を適切に運営している。

また、常任理事会を開催することで理事会の機能を補完し、機動的な意思決定のための体制が整備され機能していることから、今後も現体制を継続する。

【エビデンス集・資料編】

エビデンス・基礎資料は、3-1で既述済み

3-3 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 短期大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

□短期大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

本学における意思決定の権限と責任は、校務を掌り、所属の教職員そのほかを統督し、短期大学部を代表する学長にある【資料3-3-1, 18条2項】。その意思決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとしては、教授会がその役割を担っている【資料3-3-2】。教授会が審議し、意見を述べる事項は学則第54条第一号及び第二号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項について学長が定めたものを審議している。

□短期大学の意思決定が短期大学の使命・目的及び学修者の要求に対応しているか。

例えば、全学的な3ポリシーの見直しや学生生活実態調査結果等の学生からの要望については、大学との合同教務委員会、学生委員会、就職委員会などの各種委員会や教授会からの検討依頼事項として取り上げられ、それぞれの学科会議等を中心に検討している。その後各種委員会で検討結果の確認、学長が議長となる審議会にて議題と内容の確認を行い、短期大学の意思決定が短期大学の使命・目的及び学修者の要求に対応している。

3-3-② 短期大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

□短期大学の意思決定及び業務執行を適切に行っているか。

前述のとおり、本学では各学科会議、各種委員会、審議会、教授会にて議案の確認体制を整備している。これらの議案には各関連の教務部や学生部の職員が内容の検討から資料作成まで関わり、教職協働で進めている。

意思決定及び業務執行においては、審議会の議長である学長が直接確認するとともに、教授会において学長を補佐する短期大学部長が確認をしている。

□学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されているか。

本学の学長は併設大学の学長も兼務していることから、短期大学部長が本学の専属事項について、学長を補佐する責務を負っている【資料3-3-1, 24条2項】。このため、前述のとおり本学の教授会では短期大学部長が議長を務め、本学として適切な意思決定と業務執行ができるように学長の指示を仰ぎながら遂行している。

□副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

本学では副学長という職務は設けておらず、組織上の位置付け及び役割も定めていない。類似した職務を担うものとして、学長補佐を置くことができると規定しているものの、現在のところ学長補佐は置いておらず、十分に学長のリーダーシップが発揮されている。学長補佐は学長の命を受け、その校務を補佐すると規定し、権限と責任はあくまでも学長にあるとしており、学長補佐の役割を明確にしている。

□教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

教授会は、学長が掲げる事項について決定を行うにあたり審議し、意見を述べるものとして位置付けている。ただし、学校法人中村学園理事会の権限事項については、この限りでないと明確に規定し【資料3-3-2, 第54条】、教育研究に関わる重要事項以外の経営面等に関することは教授会の役割ではないことを明確にしている。

既述したように学科会議や教務委員会等を経て、教育研究に関する議案を審議会にて議題と内容を確認したのち、教授会で審議しており、各学科のミクロ的な視点と全学のマクロ的な視点の双方の目を通しており、十分に機能している。

□教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める審議事項は教授会運営細則第5条に規定【資料3-3-3, 第5条】しており、学校教育法施行規則の改正意図等も含め、全学で実施している月2回の朝礼等で全教職員に周知している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

短期大学の意思決定が学修者の要求に対応しているかという観点から、各学科がFD活動等についてその内容を共有し、本学としての取組みとして捉え、学修者の要求に全学で対応できるように、学長のリーダーシップのもとで短期大学部長を中心に実施を推進する。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】 学校法人中村学園管理運営規則

【資料3-3-2】 中村学園大学短期大学部学則

【資料3-3-3】 中村学園大学短期大学部教授会運営細則

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

**3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営**

3-4-③

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び短期大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

□意思決定において、管理部門（理事会など）と教学部門（教授会など）をはじめ、各管理運営機関並びに各部門間の連携を適切に行っているか。

理事長は寄附行為第12条に「この法人を代表し、その業務を総理する。」と規定し、学長は管理運営規則第8条に「短期大学部の校務を掌り、所属の教職員そのほかを統督し、短期大学部を代表する。」と規定している。理事長、学長について、それぞれ法人と本学を代表する権限と責任を明確に規定している。

学長は寄附行為の規定により理事に選任され理事会の構成員となっているが、ほかにも毎月開催される学園協議会や毎月2回開催される教職員朝礼後の理事長・学長定例打合せなど、円滑なコミュニケーションを図っている。

学校法人の最高意思決定機関である理事会を毎年度4回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催している。理事会の構成には学長のほか短期大学部長を理事に選任している。

部門の意思決定は、教授会等の審議を経て学長が行う。各学科等に共通する教育研究等に関する事項の審議機関及び連絡調整を図る機関として審議会を設置している。

3-4-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
□法人と短期大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

監事の職務については寄附行為第17条に明記し、上期・下期の年2回監査を実施している。また、その折に公認会計士と意見交換を行い、監査結果については理事会において報告している。

評議員会は理事会の諮問機関として理事会に先立って寄附行為第24条に掲げる重要な事項について審議し、意見を述べている。

□監事の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

監事の選任については寄附行為第8条に「監事は、この法人の理事、教職員または評議員以外の者であって、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と明記し、適切に選考している。

□監事は、理事会へ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べているか。出席状況は適切か。

監事は毎回の理事会へ出席し、学校法人の業務等について意見を述べている。監事の理事会出席状況は表3-4-1のとおりである（監事数：2人）。

表3-4-1 過去3年間の監事の理事会への出席状況

年度	開催	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回
平成27 (2015)	月日	5/27	9/28	12/18	3/22	—	—	—	—	—
	出席	2人	2人	2人	2人	—	—	—	—	—
平成26 (2014)	月日	5/28	5/28	7/24	9/19	9/19	11/7	12/18	2/12	3/23
	出席	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
平成25 (2013)	月日	5/28	5/28	8/29	12/20	3/24	—	—	—	—
	出席	2人	2人	2人	2人	2人	—	—	—	—

□評議員会を寄附行為に基づいて適切に運営しているか。

寄附行為第24条に評議員会への諮問事項を明記するとともに、同22条に会議の運営について具体的に定め適切に運営している。

□評議員の選考に関する規定を整備し、適切に選考しているか。

評議員の選任については寄附行為第25条に明記し、各学校長のほか各選出母体からの推薦等に基づき理事会にて決定している。

□評議員の評議員会への出席状況は適切か。

評議員の評議員会への出席状況は表3-4-2のとおりであり、出席率は概ね80%以上であり、時に90%を超えることもある（評議員数：36～37人）。

表3-4-2 過去3年間の評議員の評議員会への出席状況

年度	開催	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
平成27 (2015)	月日	5/27	9/16	12/11	3/14	—	—
	出席	32人	29人	33人	33人	—	—
平成26 (2014)	月日	5/28	7/18	9/17	12/11	2/12	3/16
	出席	34人	34人	31人	30人	30人	32人
平成25 (2013)	月日	5/28	8/29	12/11	3/17	—	—
	出席	29人	33人	34人	31人	—	—

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

□トップのリーダーシップを発揮できる体制が整備されているか。

5か年ないし3か年の学園中期総合計画及び各年度における事業計画は理事長・学長のリーダーシップのもとで策定、実施している。また、理事長・学長は、仕事始めや仕事納め、毎月2回行われる教職員朝礼において、学園・大学の運営方針や事業の進捗状況等について所信を述べている。

日常の運営についても、常任理事会で学内の諸課題対応についてリーダーシップを発揮している。

□教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備し、運営の改善に反映しているか。

ボトムアップについては、法人部門、教学部門の関係部署、関係委員会等で施策を企画立案し、理事長・学長の承認を受け、実行している。

年に1回、夏季期間に理事長・学長及び教員・職員の管理職全員が一堂に会して1泊2日の管理職研修会（学園施設のセミナーハウスを利用）を開催し、各部門における課題や提案等について忌憚のない意見を交わし組織運営の改善に取り組んでいる。

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の円滑なコミュニケーションは図られており、相互のチェックも有効に機能している。監事及び評議員会は寄附行為に基づき適切に職務を遂行している。理事長・学長のリーダーシップは十分機能しており、今後も継続していくが、ボトムアップについては、教職員がより活発に意見を述べる環境づくりを目指し、検討を行う。

【エビデンス・基礎資料】

エビデンス・基礎資料は、3-1で既述済み

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

□使命・目的の達成のため、事務体制を構築し、適切に機能しているか。

事務組織は管理運営規則に基づき配置され、各部署の業務は事務分掌規程に定めている。平成27(2015)年7月、組織力をもって改革を推進する事務組織の整備、組織体制の制度疲労改善に向けた事務機能の再構築を目的として従来の事務組織を大きく改編した。

現在、総務・人事課、経理課、管財課、経営企画室、庶務課、（教務部）学修支援課、実習支援課、教育研究支援課、（学生部）生活支援課、国際交流・社会連携課、就職支援課、（入試広報部）入試課、広報室、（学術情報部）図書情報課、情報システム室の12課・3室体制である。なお、教務部、学生部、入試広報部、学術情報部に新たに事務部長を置き、各部内の人員配置は事務部長権限で業務の遂行状況に応じて適宜人員を配置できることとし、機動性・融通性を持たせることにより、業務の平準化と人材の育成

を図っている。

□事務の遂行に必要な職員を確保し、適切に配置しているか。

管理運営規則に基づく12課・3室にそれぞれ必要な人員を配置し業務を遂行している。平成28(2016)年5月1日現在、短大所属の職員は、正職員20人、嘱託職員1人、非常勤職員10人の計31人である。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

□業務執行の管理体制を構築し、適切に機能しているか。

業務執行の組織体制、業務分掌、職務権限等について、管理運営規則、事務分掌規程、職務権限規程等に則り、組織的かつ効率的な運営を図っている。

日常的業務について常任理事会、審議会、教授会、研究科委員会、事務職経営企画会議等、業務執行の管理体制を構築し運営している。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

□職員の資質・能力向上のための研修（SD）などの組織的な取り組みを実施しているか。

中村学園事務職員研修要領及び研修実施マニュアルを定め、研修制度として体系的に実施している。研修制度は①職場内研修（OJT、勉強会）、②職場外研修（学園内実施研修（階層別研修、目的別研修、共通研修、学園外派遣研修）、③自己啓発研修の3つの柱で構成している【資料3-5-1】。

研修制度の運営を行う機関としてSD委員会を設置し、研修プログラムやOJT推進のための諸施策の企画、実施を行っている。

大学経営をめぐる課題が高度化・複雑化する中、職員の職能開発はますます重要となっていることを踏まえ、より効果的な研修となるよう、平成27(2015)年度からオムニバス型SD研修を導入、平成28(2016)年度はさらに従来のOJTをリニューアルし、若手・中堅職員がブラザーシスターとしてOJTを実施する制度をスタートした。

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

事務組織体制を適切に整備しており、業務執行の管理体制を構築し機能しているが、今後もより効率的な業務執行を行うため、常に見直しを図ることが必要である。

大学改革や教職協働をさらに推進していくためには職員の能力レベルの向上が必須となるが、そのための人材育成プログラムを構築する必要がある。また、部署によって人材育成にバラつきが生じないように管理職層の部下育成能力やマネジメント能力を高める方策も検討課題である。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-1】 学校法人中村学園事務職員研修要領

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

□財政の中長期的計画に基づく財務運営を行っているか。

本学では、平成26(2014)年度に3か年の学校法人中村学園第6次中期総合計画（平成27(2015)年度～平成29(2017)年度）【資料3-1-2】を策定した。私学を取り巻く環境が厳しくなるなかで、社会や時代の要請及び学生等の満足度等を十分に勘案し、教育・研究の質の低下をきたすことなく、また、極端な負担増を伴うことのないよう財政基盤の安定化を図ることを目標として取り組んでいる。その中の財政目標は、第6次中期総合計画の最終年度目標数値を法人全体事業活動収支差額比率では10%、大学・短大合算事業活動収支差額比率では18%に設定しているが、初年度の平成27(2015)年度は、法人全体収支差額比率は14.6%、大学・短大合算収支差額比率は21.5%であり、安定した財務運営を行っている。

3-6-② 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

□安定した財務基盤を確立しているか。

本学の経営状況は、学園（法人全体）では、事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）に示すとおりである。平成27(2015)年度決算での各比率は「平成27年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の「大学法人文他複数学部」と比較すると良好であり、事業活動収支（帰属収支）差額比率は14.6%（同平均4.1%）である。本学の状況は、事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）に示すとおりである。平成27(2015)年度決算での各比率は「平成27年度今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の「短大部門」と比較すると学園（法人全体）と同様に良好であり、事業活動収支（帰属収支）差額比率は17.6%（全国平均0.1%）である。

本学園の財政状態は、貸借対照表関係比率に示すとおりである。平成27(2015)年度決算での各比率は「平成27年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の「大学法人文他複数学部」と比較すると、固定資産構成比率（90.0%）が全国平均（85.8%）より高く、流動資産構成比率（10.0%）が全国平均（14.1%）より低くなっているが、将来に備えて引当特定資産に定期預金を組入れしているのが原因であり、流動性は確保している。

□使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスが保たれているか。

事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）に示すとおりである。平成27(2015)年度決算での、「平成27年度版今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の

「大学法人文他複数学部」と比較すると良好であり、事業活動収支（帰属収支）差額比率14.6%（同平均4.1%）、人件費比率52.1%（全国平均54.5%（旧財務比率指標））で収支のバランスを確保している。

本学の状況は、事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）に示すとおりである。平成27(2015)年度決算での「平成27年度今日の私学財政」（日本私立学校振興・共済事業団）の「短大部門」と比較すると、事業活動収支（帰属収支）差額比率17.6%（全国平均0.1%）であり、人件費比率51.0%（全国平均58.2%（旧財務比率指標））で収支のバランスを確保している。

□使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

平成25(2013)年度から導入された、私立大学改革総合支援事業への積極的な取り組みを行い、平成26(2014)年度はタイプ1のみの選定だったが、平成27(2015)年度はタイプ1・2・3の選定を受けた。また、教育研究活性化設備整備費補助金も申請し採択されている。科学研究費は、各学科において積極的な応募を行い、平成28(2016)年度の応募件数は41件で、新規採択件数1件で採択率は2.7%であり、継続件数4件を含めると申請件数に対する採択率は12.2%である。受託研究費等も民間企業等からの研究費獲得に向けて取り組んでおり、平成26(2014)年度3件1,330,000円、平成27(2015)年度5件5,298,000円となっている。

(3) 3-6の改善・向上方策（将来計画）

本学の財政は現時点では、ほぼ計画とおりに推移しており健全性を維持している。その中で教育研究経費比率26.9%が全国平均30.2%（旧財務比率指標）より低い水準となっており、これを高めていかなければならないが、平成26(2014)年度末完成の7号館（実験実習棟）建設による施設設備充実が図られ、教育研究経費比率は確実に上昇することとなり改善される見込みである。今後学生数の確保が厳しくなる中で、私立大学等経常費補助金の特別補助の増額、資産運用収入の増額、外部資金の更なる獲得や寄付金増額等の施策により、収入を増加させる。

【エビデンス・基礎資料】

エビデンス・基礎資料は、3-1で既述済み

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準や経理規定などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

本学での予算編成は、学校法人中村学園経理規程【資料3-7-1】、学校法人中村学園経理規程取扱細則【資料3-7-2】に基づき、次のようなプロセスで行っている。

まず中期総合計画及び収支予想により翌年度入学生の学生納付金を5月理事会にて審議、決定し、その後予算編成方針、予算編成日程及び研究費取扱要領を財務部にて立案し、学長、理事長の決裁を受ける。決裁承認後10月に各部署に予算申請書を配布している。各学科は中期総合計画の教育研究方針に沿った事業計画書を作成し、予算申請書とともに提出している。予算申請書をもとに、教育研究の重点事項、主な施設設備計画を評議員会、理事会に諮っている。各部署から提出された予算申請書に基づき12月から1月にかけて経理課にて予算の申請内容について事情聴取を行っている。教員の研究費については職位に関係なく個々の申請書に基づき、学長が短期大学部長、各学科主任、事務局の意見を聞いて決定している。予算原案は財務部にて編成し2月に理事長の査定を受け、その後予算（案）を編成し、3月の評議員会に諮問、理事会にて決定している。予算の通知は各予算単位に対し行い、基盤研究費については各教員に通知している。

予算執行は、各部署の所属長の執行確認と経理課長、事務局長の執行責任をもとに法人本部財務部の執行承認を受けている。50万円以上の執行額については理事長の承認を受け執行している。予算管理は、平成23(2011)年度に経理システムを導入し、各部署で行っていた予算残高把握を、Web対応による各部署での予算執行入力、予算残高照会へ変更し、リアルタイムに予算残高把握を行える仕組みとし、さらに予算を超過する執行ができない予算管理体制としている。

予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

本学では、予算化されていない費用、予算を超過する費用は原則として認めていないため、事前に責任権限者の承認を得ることが必要である。その承認を受けた科目のみ11月に補正予算を編成し、12月の評議員会に諮問、理事会にて決定している。さらに、退職者等による退職金予算超過が見込まれる場合は2月に第二次補正予算を編成し、3月の評議員会に諮問、理事会にて決定している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

監査は、私立学校法及び学校法人寄付行為に基づく監事による監査を、学校法人中村学園監事監査規程【資料3-7-3】で定め、5月及び11月に実施している。私立学校振興助成法に基づく公認会計士による会計監査を10月～6月に延べ63日実施しており、両者間において、5月には監査報告、11月には監査要領のほかに意見交換も行い連携を図っている。

(3) 3-7の改善・向上方策（将来計画）

監査機能の充実・強化のためにも外部の監査機関だけではなく、今後、内部的に業務

執行を監査する内部監査システムを導入予定である。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-7-1】 学校法人中村学園 経理規程

【資料3-7-2】 学校法人中村学園 経理規程取扱細則

【資料3-7-3】 学校法人中村学園 監事監査規程

[基準3の自己評価]

経営の規律と誠実性については、寄附行為及び学内諸規程に基づき、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等の関係法令を遵守し、高等教育機関としての責務を果たしている。さらに、本学の使命・目的及び教育目標を達成するために中期総合計画を策定している。計画に沿って各部門が取り組むべき年度目標を明らかにし、その目標を達成すべく計画を遂行し、遂行状況を点検評価し、改善につなげていくよう継続的な努力を行っており、一定の成果をあげている。

理事会の機能については、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができるよう、寄附行為に基づき最高意思決定機関である理事会と、諮問機関である評議員会を開催し、特に日常的事項については原則月2回常任理事会を開催し迅速な処理を行う等、適切に運営している。

コミュニケーションとガバナンスについては、理事長、学長について、それぞれ法人と本学を代表する権限と責任を明確に規定し、学長は理事会の構成員として学園経営に携わるとともに、毎月開催される学園協議会や毎月2回開催される教職員朝礼後の理事長・学長定例打合せなど、緊密なコミュニケーションを図っている。また、法人及び本学の運営が適切に行われているか原則年2回監事監査を行うほか、監事は毎回の評議員会・理事会に出席しその出席率も極めて高い。理事会の諮問機関である評議員会も寄附行為に基づき適切に開催しており、ガバナンスに特に問題はない。

業務執行体制の機能性については、管理運営規則及び事務分掌規程に基づき、業務執行体制を適切に整備している。教員と事務職員が目標を共有し、教職協働による業務執行を目指している。

また、今後求められる高度な専門性を有する人材育成を意識し、職員の資質・能力向上のためのSDを組織的に実施している。

事業活動収支差額比率は全国平均より高い数値で推移しており、中期総合計画に掲げている目標数値を維持し十分な財政基盤を確立している。

本学の財政は現時点で、ほぼ計画どおりに推移しており健全性を維持している。予算編成の事情聴取においては、教育研究に充実する内容か、算定基礎が明確なものか等細部にわたり短期大学部長・学科主任と意見交換を行っており、予算編成の透明性は高く、適切な運営を行っている。予算執行においても学校法人中村学園経理規程等に沿って責任権限者により執行を行っている。

以上のことから、基準3「経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1の視点》

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

□短期大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

本学は、学則第2条（点検及び評価等）に「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と規定しており、平成5(1993)年4月に自己点検・評価委員会を設置して以来、自ら点検及び評価を行う土壌を築き、常に教育研究水準の向上に努めてきた。

その後、本学では、FD活動そのものが建学の精神に則った大学運営の核と捉え、大学運営全般の中においてもこれを重点的に強化する目的で平成20(1999)年4月に自己点検・評価委員会とFD推進委員会を統合したFD委員会【資料4-1-1】を設置し、委員会規程を定め実施体制を確立している。本学においては、FDを単に授業内容・方法の改善などの取組みにとどめず、広く教育の改善、研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教職員の活動全般として多角的に捉え、「教育の質の改善と充実」に重点を置いて日々の活動を続けている。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

□教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施しているか。

前述のとおり、本学ではFDを、広く教育の改善、研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教職員の活動全般として多角的に捉え、建学の精神を礎とする教育目標を実現するために、併設大学と合同の「FD委員会」を置いている。この委員会は全学を掌握し、委員長は学長、委員は各研究科長、学部長、学科主任、合同教務委員長、FD推進センター長、事務局長、事務担当課長で構成している。

また、FDに関する実践的研究を行い、教育改革の推進及び教育研究の改善を図ることを目的として「FD推進センター」【資料4-1-2】を置き、ここでは専ら全学的なFD活動を主導し、授業方法の改善をはじめ教育力の向上、授業参観・公開授業の実施、学習成果・成績評価基準（到達目標、試験問題、評価）の策定、教育改革・教育研究改善のための研修活動の実施、学生による授業評価の実施などを推進する役割を担っている。

さらに、年次FD実施方針（推進活動計画）【資料4-1-3】を策定し、全学的FD推進の

企画・実施を行うとともに、その点検・評価を行うために「FD推進委員会」【資料4-1-4】を置き、各学科はFD推進委員会、FD推進センターが進めるFDに協力しながら、各学科主任及びそれぞれのFD推進委員を中心に各学科のFDを企画・実施する体制を敷いている【FD活動関連図(22p)を参照】。

本学における教育システムは「FD推進のための教育システム改革2007」を併設大学共通の基準としてきたが、学内外の教育環境の変化や現実に合った基準に改め、中期総合計画の方針に則った「教育システム改革2014」【資料4-1-5】を策定した。FDを通じた全般的な教育の点検や学士課程教育向上のための教育内容、方法、成果の充実化に向けて稼働している状況である。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

□自己点検・評価を定期的に行っているか。

平成12(2000)年からは年次計画に加え、中長期的な視点による学園の「中期総合計画」5か年計画を策定し、第1次平成12(2000)年以降5か年ごとに計画を策定、平成24(2012)年からは3か年計画に改め、現在は第6次計画【資料4-1-6】を履行中である。

本学をはじめ中村学園の大学、中学・高等学校、幼稚園の全教職員が本計画を共有し、日々の活動に取り組んでいる。中期総合計画を毎年の「事業計画」に具体的かつ明確に掲げ、「事業報告」【資料4-1-7】をもとに自己点検・評価（事業計画の項目ごとに、達成度をA, B, C, Dとして自己評価）を実施し、翌年の事業計画【資料4-1-8】に反映させている。

また、事業計画とは別に毎年各学科単位でFD実施計画書【資料4-1-9】を作成し、その結果はFD実施報告書【資料4-1-10】にまとめている。

(3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

認証評価第2期を迎え、平成28(2016)年度に公益社団法人日本高等教育評価機構による認証評価を受審するにあたり、平成27(2015)年7月からFD委員会の下に基本方針等を審議する「認証評価受審委員会」を設置し、さらに専門的に自己点検評価書の作成にあたる「自己点検評価書作成部会」を置き、受審に向けた適切な体制を整備している。また、自己点検・評価の実施体制について、適切性を鑑みながら適宜見直しを図る。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】 中村学園大学（含む短期大学部）FD委員会規程

【資料4-1-2】 中村学園大学（含む短期大学部）FD推進センター規程

【資料4-1-3】 平成28年度FD実施方針（推進活動計画）

【資料4-1-4】 中村学園大学（含む短期大学部）FD推進委員会細則

【資料4-1-5】 教育システム改革2014

【資料4-1-6】 学校法人中村学園第6次中期総合計画

【資料4-1-7】 中村学園大学・中村学園大学短期大学部 平成27年度事業報告

【資料4-1-8】 中村学園大学・中村学園大学短期大学部 平成28年度事業計画

【資料4-1-9】 平成28年度FD実施計画書

【資料4-1-10】平成27年度FD実施報告書

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っているか。

各学科・事務局の年次事業計画の策定は、中期総合計画の計画内容に基づき定め、前年度の状況を踏まえるとともに、計画の評価指標は評価し得る数値や検証可能な状態を具体的に設定している。年次事業報告は、達成状況を客観的に検証できるよう定量値や定性値を踏まえた実績に基づく報告を求めており、評価指標をもとにした達成状況を自己評価している。各学科・事務局が策定した事業計画・報告は、FD推進センターが自己点検・評価の妥当性を検証し、全学に周知している。また、監事による監査を定期的に行い、提言等を受けながら改善や改革につなげている。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。

本学では、現状把握のために必要な調査・データの収集及びその分析は、各業務を担当する部署、または必要に応じて部署間の連携により実施しているが、平成27(2015)年7月に事務組織を改編し、「教育・研究、管理運営等に関する情報の収集及び整理に関する事項」を担当する部署として教育研究支援課を、「IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関する事項」を担当する部署として経営企画室を新たに発足させ、データの収集と分析を強化する体制を整備した。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

ホームページでは、本学の自己点検・評価活動も含めて中村学園の年次事業報告書を毎年公表するとともに、社会に対する説明責任を果たすため、本学の組織運営と諸活動に関する教育研究活動等の情報を公表し得る範囲で体系的に公表している【資料4-2-1】。また、学生による授業評価アンケートの集計結果や各学科のFD実施計画書とFD実施報告書を、単年度ごとにまとめ公表している【資料4-2-2】。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

FD推進体制は、授業改善から事業計画の策定など管理運営に及び幅広く重要な使命を担っている。時代とともに多様化・複雑化する教育環境の実情に合った内部質保証を確実に遂行するため、これまでの自己点検・評価活動を土台として体制を再構築する。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】 ホームページ（情報公開）

【資料4-2-2】 ホームページ（FD活動）

4-3 自己点検・評価の有効性

≪4-3の視点≫

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

□自己点検・評価及び認証評価の結果を、教育研究をはじめ短期大学運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能しているか。

認証評価第1期において、本学は平成20(2008)年に全学的な自己点検・評価を実施し、その結果をもとに、平成21(2009)年度に財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受審して適格認定を受けた。特段の条件は付されなかったが、評価時に示された「向上・充実のための課題」について学科・部署ごとに改善策の検討を行い、本学独自の「中期総合計画」並びに年次計画・報告において改善に向けて取り組んでいる。

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動は中期総合計画に基づいた年次事業計画・報告の遂行をもってPDCAサイクルを形成している。また、学生による授業評価アンケート【資料4-3-1】を実施し教育内容の改善に取り組む一方で、「学生生活実態調査」【資料4-3-2】により教育環境や学生生活の向上に取り組んでいる。今後もさらに各部署との連携を密にし、現状の継続的な把握に努めるとともに自己点検・評価に活かす。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】 学生による授業評価アンケート

【資料4-3-2】 平成26年度学生生活実態調査結果

[基準4の自己評価]

本学では、教育研究の質の保証と改善のため、自主的な自己点検・評価を恒常的に実

施する体制を整備し、毎年適切に実施している。

特に、各学科・事務局の年次事業計画には、具体的な数値や検証可能な状態を評価指標として設定し、事業報告において達成状況を客観的に検証できるよう定量値や定性値を踏まえた報告を求めている。この事業計画書及び各学科のFD実施計画書とFD実施報告書をホームページに掲載し、学内共有と社会への公表を適切に行っている。

以上のことから、基準4「自己点検・評価」の基準を満たしていると自己評価する。

Ⅳ. 短期大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献

A-1 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1 の視点》

A-1-① 社会貢献活動の具体性

(1) A-1 の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 社会貢献活動の具体性

<組織>

本学は、平成26(2014)年2月6日、「文化、教育、健康増進、流通科学、学術等の分野で協力し、地域並びに大学の相互発展に寄与すること」を目的として、福岡市城南区との連携に関する協定を締結した【資料A-1-1】。これに伴い、平成26(2014)年6月、学内組織の社会連携推進センターを地域連携推進センターと産学官連携センターに改組して、主として地域貢献を担う組織を設置し、より地域と密着した活動ができるようにした【資料A-1-2】。また、平成27(2015)年7月には事務組織改編を行い、地域との連携強化を担う部署（国際交流・社会連携課）を設けた。城南区長をはじめとする区役所職員と本学教職員及び学友自治会学生、大学近隣の自治協議会長や公民館長を構成員とする地域連携推進協議会を年に2回開催し、本学の教育課程等への意見聴取や学生の地域活動、URでのゼミ活動の報告等が行われ、大学と地域との連携の充実を図っている【資料A-1-3】。

<公開講座>

教育と研究の成果を社会に還元する場として、大学と共催により公開講座を開催している。毎年全体共通テーマを設け、3学科に関連する健康、幼児教育及びキャリア教育に関する講座を開講し、本学園が平成26(2014)年度に創立60周年を迎えたことを機に、開催期間を3日間から5日間（8講座）に増やした。地域市民のニーズは高く、平成27(2015)年度は延べ600人以上の参加があった【資料A-1-4】。

このほか、食物栄養学科では、食生活に役立つ教養を身につけるとともに、本学学生食堂「食育館」で一汁三菜ランチを喫食しながら栄養バランスを実感できる「食育講座」を開講している。また、幼児保育学科では、子どもの保育・教育原理の研究や実践に取り組む併設大学付置施設の発達支援センターが毎年実施する「親子教室」で、ミニレクチャーや親子遊び、参加者同士の子育てを通じた交流等で各専門教員が講師を務めている【資料A-1-5】【資料A-1-6】。

<自治体等からの要望による活動>

自治体等から依頼を受け、食物栄養学科では小学生の親子を対象とした食品衛生に関するセミナーや、中高生や親子で参加する調理体験教室を実施している。平成27(2015)

年度は、宮崎県からの要請を受け、県の特産品ブランドポークを使用したレシピの開発や食物研究部と福岡県糟屋郡に位置するトリアス久山、久山わかば会とのコラボ企画による、体に優しい、美容に効果的、子どもの苦手克服をテーマにした「久山の食材を使った健康料理レシピの考案」など、教員のみならず学生による地域の課題解決に向けた活動も行われている。また、行政委員の要請や講演依頼に対して、教員は専門に応じて貢献している【資料A-1-7】 【資料A-1-8】。

<UR 都市機構との連携協定による活動>

相互に連携、協力を図り、地域の活性化や発展に貢献することを目的として平成26(2014)年10月に独立行政法人都市再生機構九州支社と連携協定を締結したことを受け、キャリア開発学科では、ゼミ活動の一環としてUR荒江団地(福岡市城南区)の高齢者支援プロジェクトに取り組んでいる。団地住民を対象に学生が企画したイベントを開催し、お手玉やけん玉など昔ながらの遊びを学生と一緒に体験するなどの交流等により、地域住民の諸問題に対応したコミュニティ活動の再生と活性化に取り組んでいる【資料A-1-9】 【資料A-1-10, 15p】。

<社会人受入れ>

全学科で社会人特別入試を導入し、社会人の短期大学部受験や学び直しを支援している。平成27(2015)年度から食物栄養学科及び幼児保育学科において、専門実践教育訓練給付制度の指定を受け、2年間で栄養士や保育士の資格取得を目指し就学する社会人に対し、十分な給付が受けられるよう配慮するなど、社会人学生が学びやすい環境を整えている【資料A-1-11】。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

これまで実施してきた公開講座の内容等をアンケートによる要望等も含めて精査し、より地域に密着したテーマで、地域から求められる講座として、本学教員の研究の成果を還元できるようにする。

また、平成28(2016)年度から学生のアクティブラーニングの一環として、学生が自主的に地域連携のプランを企画・実施し社会貢献する場となる「Nプロジェクト(仮称)」を実施することとしている。学生主体ではあるが、教職員がバックアップすることにより、より充実したプロジェクトとなり、地域活性、課題解決等の一助となるよう進めていく。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料A-1-1】 福岡市城南区と中村学園大学・中村学園大学短期大学部との連携に関する協定書
- 【資料A-1-2】 中村学園大学(含む短期大学部)地域連携推進センター規程
- 【資料A-1-3】 地域連携推進協議会議事録
- 【資料A-1-4】 平成27(2015)年度第42回公開講座パンフレット
- 【資料A-1-5】 食育講座開催のお知らせ

- 【資料A-1-6】 親子教室開催案内
- 【資料A-1-7】 公民館等からの要望による活動報告書等
- 【資料A-1-8】 平成26年度短期大学部教員研究教育業績集
- 【資料A-1-9】 UR賃貸住宅の活性化等の推進に係る連携協定書
- 【資料A-1-10】 広報誌「CELERY」No.98, 15p
- 【資料A-1-11】 専門実践教育訓練講座指定等通知書

[基準 A の自己評価]

物的・人的資源の社会への提供において、本学が持つ3学科の特徴（栄養・幼児教育・キャリア教育）を活かし、福岡市城南区にある唯一の短期大学として、社会的な使命を果たしている。また城南区との地域連携推進協議会に地域住民が参画することにより、協議会がより機能的なものとなり、地域との連携を今まで以上に強化していくことができる。

以上のことから、基準A「社会貢献」を満たしていると自己評価する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	短期大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学科・専攻科等／開設予定の学科・専攻科等	
【表 F-3】	学科・専攻科構成	
【表 F-4】	学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	専攻科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学科等）	
	全学の教員組織（専攻科等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表 2-2】	学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表 2-3】	専攻科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表 2-4】	学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年次別履修科目登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学科・専攻科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学科の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学科、専攻課程の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	短期大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-7】	消費収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 3-8】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

中村学園大学短期大学部

【表 3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人中村学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	中村学園大学・中村学園大学短期大学部 2017 年度 大学案内 中村学園大学短期大学部 2017 GUIDE BOOK	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	中村学園大学短期大学部学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 28 年度 入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	中村学園大学短期大学部 平成 28 年度学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	平成 28 年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 27 年度学校法人中村学園事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び短期大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人中村学園及び中村学園大学短期大学部規程一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	平成 28 年度 学校法人中村学園 役員名簿	
	平成 27 年度 学校法人中村学園 理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	財務計算書類(平成 23～27 年度)	
	監事監査報告書(平成 23～27 年度)	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	中村学園大学短期大学部 N-GUIDE 2016 中村学園大学短期大学部 平成 28 年度シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	中村学園大学短期大学部 学則	【資料 F-3】
【資料 1-1-2】	中村学園大学短期大学部 平成 28 年度学生便覧, 9p	【資料 F-5】
【資料 1-1-3】	中村学園大学短期大学部 2017 年度大学案内	【資料 F-2】
【資料 1-1-4】	ホームページ（教育研究情報・教育研究上の目的）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	中村学園大学短期大学部 N-GUIDE 2016	【資料 F-12】
【資料 1-2-2】	学校法人中村学園第 6 次中期総合計画	
【資料 1-2-3】	平成 28 年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業計画	【資料 F-6】
【資料 1-2-4】	平成 27 年度中村学園大学・中村学園大学短期大学部 事業報告	

中村学園大学短期大学部

1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	中村学園大学（含む短期大学部）教務委員会運営細則	
【資料 1-3-2】	中村学園大学（含む短期大学部）審議会規程	
【資料 1-3-3】	中村学園大学短期大学部教授会運営細則	
【資料 1-3-4】	学校法人中村学園規則等取扱規程	
【資料 1-3-5】	広報誌「CELERY」No. 96	
【資料 1-3-6】	ハル先生－学園祖 中村ハル物語－	
【資料 1-3-7】	平成 28 年度シラバス 5p「中村学」	【資料 F-12】

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2017 年度大学案内 14-17p, 101p	【資料 F-2】
【資料 2-1-2】	オープンキャンパスプログラム	
【資料 2-1-3】	中村学園大学短期大学部入学試験運営委員会規程	
【資料 2-1-4】	中村学園大学短期大学部入学者選抜実施細則	
【資料 2-1-5】	高大接続教育研究会レポート No. 6	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	中村学園大学短期大学部 学則	【資料 F-3】
【資料 2-2-2】	中村学園大学短期大学部 平成 28 年度学生便覧	【資料 F-5】
【資料 2-2-3】	中村学園大学短期大学部 N-GUIDE2016	【資料 F-12】
【資料 2-2-4】	教育システム改革 2014	
【資料 2-2-5】	図書館利用案内	
【資料 2-2-6】	ラーニングサポートセンター利用案内	
【資料 2-2-7】	平成 28 年度シラバス	【資料 F-12】
【資料 2-2-8】	プロジェクト研究成果報告書第 4 号	
【資料 2-2-9】	中村学園大学（含む短期大学部）教育改革支援制度に関する審議会申し合わせ	
【資料 2-2-10】	平成 26 年度教員教育研究業績集	
【資料 2-2-11】	長期インターンシップに関する協定書	
【資料 2-2-12】	中村学園大学（含む短期大学部）FD 委員会規程	
【資料 2-2-13】	第 22 回教育ワークショップ案内	
【資料 2-2-14】	授業についてのアンケート仕様書	
【資料 2-2-15】	平成 27 年度 Q-Conference 関連資料	
【資料 2-2-16】	福岡工業大学短期大学部合同 FD 研修会開催案内	
【資料 2-2-17】	短期大学部 FD 研修会開催案内	
【資料 2-2-18】	平成 27 年度 FD 実施報告書	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	中村学園大学（含む短期大学部）教務委員会運営細則	【資料 1-3-1】
【資料 2-3-2】	教職教育委員会細則	
【資料 2-3-3】	ラーニングサポートセンター連絡協議会内規	
【資料 2-3-4】	TA の雇用に関する教授会資料	
【資料 2-3-5】	中村学園大学大学院ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-3-6】	中村学園大学（含む短期大学部）スチューデントジョブに関する取扱要領	
【資料 2-3-7】	食物栄養学科編入学対策講座について	
【資料 2-3-8】	中村学園大学（含む短期大学部）指導主任制度に関する規程	
【資料 2-3-9】	休退学手続き説明資料	
【資料 2-3-10】	短期大学部退学者減対策委員会記録	

中村学園大学短期大学部

【資料 2-3-11】	出席状況調査	
【資料 2-3-12】	中村学園大学短期大学部転学科に関する細則	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	就職ノート 83-87p, 105p	
【資料 2-5-2】	就活応援ガイドブック	
【資料 2-5-3】	求人のための学校案内 2016	
【資料 2-5-4】	資格取得支援講座パンフレット	
【資料 2-5-5】	旅費支援制度案内	
【資料 2-5-6】	平成 27 年度後援会地区連絡会開催案内	
【資料 2-5-7】	学園マナーブック	
【資料 2-5-8】	キャリア開発学科インターンシップ事前・事後研修スケジュール、 インターンシップグランプリ案内	
【資料 2-5-9】	職業適性検査揭示, 実施要領	
【資料 2-5-10】	就職支援課説明会年間スケジュール	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	学生生活実態調査	
【資料 2-6-2】	履修カルテ	
【資料 2-6-3】	中村学園大学（含む短期大学部）ベストティーチャー賞運用内規	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生寮パンフレット	
【資料 2-7-2】	食育館パンフレット	
【資料 2-7-3】	中村学園大学（含む短期大学部）学生委員会規程	
【資料 2-7-4】	N-navi2016-2017 80p, 88-89p, 93p	
【資料 2-7-5】	学生相談室リーフレット	
【資料 2-7-6】	学生相談室だより第 12 号 2016 年 5 月号	
【資料 2-7-7】	教職員のためのサポートブック	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	教員組織一覧表	
【資料 2-8-2】	職位別教員数・年齢構成・ST 比	
【資料 2-8-3】	専任教員年齢構成（短期大学部）	
【資料 2-8-4】	中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程	
【資料 2-8-5】	中村学園大学（含む短期大学部）教員選考に係る資格基準内規	
【資料 2-8-6】	中村学園大学(含む短期大学部)教育センターに関する内規 10 条	
【資料 2-8-7】	教養教育委員会細則第 1 条	
2-9. 教育環境の整備		

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人中村学園寄附行為	【資料 F-1】
【資料 3-1-2】	学校法人中村学園第 6 次中期総合計画	【資料 1-2-2】
【資料 3-1-3】	学校法人中村学園及び中村学園大学短期大学部規程一覧	【資料 F-9】
【資料 3-1-4】	リスクマネジメントプログラム一覧	
【資料 3-1-5】	中村学園大学（含む短期大学部）衛生委員会規程	
【資料 3-1-6】	食育館パンフレット	【資料 2-7-2】
【資料 3-1-7】	中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントに関する規程	
【資料 3-1-8】	中村学園大学（含む短期大学部）ハラスメントの防止等に関するガイドライン	

中村学園大学短期大学部

【資料 3-1-9】	学校法人中村学園財務情報に関する書類閲覧内規	
【資料 3-1-10】	平成 27 年度学校法人中村学園事業報告書	【資料 F-7】
【資料 3-1-11】	広報誌「CELERY」No. 96, 15-16p	【資料 1-3-5】
3-2. 理事会の機能		
3-3. 短期大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	学校法人中村学園管理運営規則第 18 条 2 項, 第 24 条 2 項	
【資料 3-3-2】	中村学園大学短期大学部学則第 54 条	【資料 F-3】
【資料 3-3-3】	中村学園大学短期大学部教授会運営細則第 5 条	【資料 1-3-3】
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人中村学園事務職員研修要領	
3-6. 財務基盤と収支		
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人中村学園 経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人中村学園 経理規程取扱細則	
【資料 3-7-3】	学校法人中村学園 監事監査規程	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	中村学園大学(含む短期大学部)FD 委員会規程	【資料 2-2-12】
【資料 4-1-2】	中村学園大学(含む短期大学部)FD 推進センター規程	
【資料 4-1-3】	平成 28 年度 FD 実施方針(推進活動計画)	
【資料 4-1-4】	中村学園大学(含む短期大学部)FD 推進委員会細則	
【資料 4-1-5】	教育システム改革 2014	【資料 2-2-4】
【資料 4-1-6】	学校法人中村学園第 6 次中期総合計画	【資料 1-2-2】
【資料 4-1-7】	中村学園大学・中村学園大学短期大学部 平成 27 年度事業報告	【資料 1-2-4】
【資料 4-1-8】	中村学園大学・中村学園大学短期大学部 平成 28 年度事業計画	【資料 F-6】
【資料 4-1-9】	平成 28 年度 FD 実施計画書	
【資料 4-1-10】	平成 27 年度 FD 実施報告書	【資料 2-2-18】
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	ホームページ(情報公開)	
【資料 4-2-2】	ホームページ(FD 活動)	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	学生による授業評価アンケート実施案内	
【資料 4-3-2】	平成 26 年度学生生活実態調査結果	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 短期大学が持っている物的・人的資源の社会への提供		
【資料 A-1-1】	福岡市城南区と中村学園大学・中村学園大学短期大学部との連携に関する協定書	
【資料 A-1-2】	中村学園大学(含む短期大学部)地域連携推進センター規程	
【資料 A-1-3】	地域連携推進協議会議事録	
【資料 A-1-4】	平成 27(2015)年度第 42 回公開講座パンフレット	
【資料 A-1-5】	食育講座開催のお知らせ	
【資料 A-1-6】	親子教室開催案内	
【資料 A-1-7】	公民館等からの要望による活動報告書等	

中村学園大学短期大学部

【資料 A-1-8】	平成 26 年度短期大学部教員研究教育業績集	【資料 2-2-10】
【資料 A-1-9】	UR 賃貸住宅の活性化等の推進に係る連携協定書	
【資料 A-1-10】	広報誌「CELERY」No. 98, 15p	
【資料 A-1-11】	専門実践教育訓練講座指定等通知書	